

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 松本 あかね
同 井上 貴美子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1185

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
Aコース証券100億米ドル(約1兆1,927億円)を上限とします。
Bコース証券100億米ドル(約1兆1,927億円)を上限とします。
Cコース証券100億豪ドル(約9,317億円)を上限とします。
Dコース証券100億豪ドル(約9,317億円)を上限とします。
Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,365億円)を上限とします。
Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,365億円)を上限とします。
Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約9,002億円)を上限とします。
Hコース証券100億NZドル(約9,002億円)を上限とします。

(注) 外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、平成27年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=119.27円、1豪ドル=93.17円、1ユーロ=133.65円、1NZドル=90.02円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成27年1月9日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
（1）投資状況	1 ファンドの運用状況 （1）投資状況	更新
（3）運用実績	（2）運用実績	追加
（4）販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況 （1）資本金の額	（1）資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	（2）事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 （4）訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 （3）その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2015年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	38,831,570,900	87.54
小計		38,831,570,900	87.54
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		5,528,069,558	12.46
合計(純資産総額)		44,359,640,458	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2015年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=119.27円、1豪ドル=93.17円、1ユーロ=133.65円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=90.02円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年2月末日現在および2015年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2014年3月末日	60,452,289	7,210,144,509	8.57	1,022
4月末日	58,192,223	6,940,586,437	8.31	991
5月末日	60,712,857	7,241,222,454	8.64	1,030
6月末日	61,740,890	7,363,835,950	9.03	1,077
7月末日	60,396,062	7,203,438,315	9.17	1,094
8月末日	56,803,704	6,774,977,776	9.07	1,082
9月末日	54,351,965	6,482,558,866	9.45	1,127
10月末日	53,107,631	6,334,147,149	9.47	1,129
11月末日	50,936,354	6,075,178,942	9.90	1,181
12月末日	49,268,421	5,876,244,573	9.85	1,175
2015年1月末日	50,472,313	6,019,832,772	9.86	1,176
2月末日	54,093,671	6,451,752,140	10.63	1,268

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2014年3月末日	162,767,735	19,413,307,753	8.57	1,022
4月末日	151,166,498	18,029,628,216	8.32	992
5月末日	154,013,441	18,369,183,108	8.66	1,033
6月末日	156,654,323	18,684,161,104	9.05	1,079
7月末日	155,842,816	18,587,372,664	9.13	1,089
8月末日	151,079,704	18,019,276,296	9.04	1,078
9月末日	150,473,847	17,947,015,732	9.43	1,125
10月末日	147,618,830	17,606,497,854	9.46	1,128
11月末日	150,550,397	17,956,145,850	9.90	1,181
12月末日	147,566,703	17,600,280,667	9.86	1,176
2015年1月末日	147,502,790	17,592,657,763	9.88	1,178
2月末日	146,527,443	17,476,328,127	10.66	1,271

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2014年3月末日	116,089,522	10,816,060,765	7.83	730
4月末日	110,722,868	10,316,049,612	7.60	708
5月末日	114,622,406	10,679,369,567	7.90	736
6月末日	117,160,614	10,915,854,406	8.26	770
7月末日	116,349,633	10,840,295,307	8.41	784
8月末日	113,697,059	10,593,154,987	8.32	775
9月末日	115,539,013	10,764,769,841	8.70	811
10月末日	113,797,387	10,602,502,547	8.65	806
11月末日	112,085,683	10,443,023,085	9.06	844
12月末日	109,107,462	10,165,542,235	9.03	841
2015年1月末日	108,097,868	10,071,478,362	9.07	845
2月末日	113,651,263	10,588,888,174	9.78	911

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2014年3月末日	61,591,110	5,738,443,719	9.16	853
4月末日	59,482,454	5,541,980,239	8.92	831
5月末日	61,720,210	5,750,471,966	9.30	866
6月末日	63,527,140	5,918,823,634	9.74	907
7月末日	61,835,584	5,761,221,361	9.85	918
8月末日	60,062,353	5,596,009,429	9.77	910
9月末日	59,667,083	5,559,182,123	10.24	954
10月末日	57,924,154	5,396,793,428	10.21	951
11月末日	55,269,858	5,149,492,670	10.72	999
12月末日	53,484,818	4,983,180,493	10.71	998
2015年1月末日	53,320,139	4,967,837,351	10.77	1,003
2月末日	52,781,577	4,917,659,529	11.64	1,084

Eコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2014年3月末日	1,416,131	189,265,908	8.18	1,093
4月末日	1,372,383	183,418,988	7.93	1,060
5月末日	1,470,724	196,562,263	8.25	1,103
6月末日	1,313,656	175,570,124	8.61	1,151
7月末日	1,313,026	175,485,925	8.76	1,171
8月末日	1,283,708	171,567,574	8.67	1,159
9月末日	1,335,054	178,429,967	9.05	1,210
10月末日	1,335,254	178,456,697	9.05	1,210
11月末日	1,370,995	183,233,482	9.45	1,263
12月末日	1,360,991	181,896,447	9.41	1,258
2015年1月末日	1,347,954	180,154,052	9.39	1,255
2月末日	1,445,550	193,197,758	10.14	1,355

Fコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2014年3月末日	2,073,500	277,123,275	8.31	1,111
4月末日	2,048,313	273,757,032	8.06	1,077
5月末日	2,164,026	289,222,075	8.40	1,123
6月末日	2,252,189	301,005,060	8.78	1,173
7月末日	2,280,087	304,733,628	8.86	1,184
8月末日	2,209,909	295,354,338	8.78	1,173
9月末日	2,274,010	303,921,437	9.18	1,227
10月末日	2,435,156	325,458,599	9.19	1,228
11月末日	2,221,577	296,913,766	9.61	1,284
12月末日	2,213,994	295,900,298	9.58	1,280
2015年1月末日	1,908,918	255,126,891	9.56	1,278
2月末日	2,024,128	270,524,707	10.34	1,382

Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2014年3月末日	40,220,324	3,620,633,566	7.94	715
4月末日	38,061,076	3,426,258,062	7.70	693
5月末日	39,101,200	3,519,890,024	8.02	722
6月末日	40,182,103	3,617,192,912	8.38	754
7月末日	39,714,815	3,575,127,646	8.54	769
8月末日	37,866,001	3,408,697,410	8.45	761
9月末日	38,924,887	3,504,018,328	8.83	795
10月末日	37,855,644	3,407,765,073	8.82	794
11月末日	37,139,458	3,343,294,009	9.22	830
12月末日	35,488,230	3,194,650,465	9.21	829
2015年1月末日	34,854,183	3,137,573,554	9.20	828
2月末日	36,538,306	3,289,178,306	9.94	895

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2014年3月末日	17,810,692	1,603,318,494	8.85	797
4月末日	16,975,022	1,528,091,480	8.61	775
5月末日	17,575,630	1,582,158,213	8.98	808
6月末日	16,927,245	1,523,790,595	9.41	847
7月末日	16,474,401	1,483,025,578	9.53	858
8月末日	15,813,956	1,423,572,319	9.46	852
9月末日	15,766,256	1,419,278,365	9.93	894
10月末日	15,465,519	1,392,206,020	9.95	896
11月末日	15,471,017	1,392,700,950	10.44	940
12月末日	14,297,619	1,287,071,662	10.46	942
2015年1月末日	13,931,784	1,254,139,196	10.49	944
2月末日	13,775,324	1,240,054,666	11.36	1,023

分配の推移

(1口当たり)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2014年3月	0.01	1.19	-	-
4月	0.01	1.19	-	-
5月	0.01	1.19	-	-
6月	0.01	1.19	-	-
7月	0.01	1.19	0.08	9.54
8月	0.01	1.19	-	-
9月	0.01	1.19	-	-
10月	0.01	1.19	-	-
11月	0.01	1.19	-	-
12月	0.01	1.19	-	-
2015年1月	0.01	1.19	-	-
2月	0.01	1.19	-	-

(1口当たり)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2014年3月	0.02	1.86	-	-
4月	0.02	1.86	-	-
5月	0.02	1.86	-	-
6月	0.02	1.86	-	-
7月	0.02	1.86	0.09	8.39
8月	0.02	1.86	-	-
9月	0.02	1.86	-	-
10月	0.02	1.86	-	-
11月	0.02	1.86	-	-
12月	0.02	1.86	-	-
2015年1月	0.02	1.86	-	-
2月	0.02	1.86	-	-

(1口当たり)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2014年3月	0.01	1.34	-	-
4月	0.01	1.34	-	-
5月	0.01	1.34	-	-
6月	0.01	1.34	-	-
7月	0.01	1.34	0.08	10.69
8月	0.01	1.34	-	-
9月	0.01	1.34	-	-
10月	0.01	1.34	-	-
11月	0.01	1.34	-	-
12月	0.01	1.34	-	-
2015年1月	0.01	1.34	-	-
2月	0.01	1.34	-	-

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2014年3月	0.02	1.80	-	-
4月	0.02	1.80	-	-
5月	0.02	1.80	-	-
6月	0.02	1.80	-	-
7月	0.03	2.70	0.09	8.10
8月	0.03	2.70	-	-
9月	0.03	2.70	-	-
10月	0.03	2.70	-	-
11月	0.03	2.70	-	-
12月	0.03	2.70	-	-
2015年1月	0.03	2.70	-	-
2月	0.03	2.70	-	-

(1口当たり)

		設定来累計 (2015年2月末日現在)
Aコース証券	米ドル	0.73
Bコース証券	米ドル	0.69
Cコース証券	豪ドル	1.75
Dコース証券	豪ドル	0.67
Eコース証券	ユーロ	0.81
Fコース証券	ユーロ	0.66
Gコース証券	NZドル	1.58
Hコース証券	NZドル	0.67

収益率の推移

	期間	収益率(注)
Aコース証券	2014年3月1日～2015年2月末日	24.57%
Bコース証券		24.59%
Cコース証券		27.32%
Dコース証券		27.64%
Eコース証券		24.51%
Fコース証券		24.64%
Gコース証券		28.57%
Hコース証券		28.94%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2015年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格 + 上記の期間の分配金の合計額

b = 2014年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率(注)
Aコース証券	2008年	- 33.00%
	2009年	3.93%
	2010年	2.92%
	2011年	- 15.15%
	2012年	17.19%
	2013年	39.52%
	2014年	9.20%
	2015年	8.12%
Bコース証券	2008年	- 33.10%
	2009年	3.89%
	2010年	2.95%
	2011年	- 15.23%
	2012年	17.19%
	2013年	39.67%
	2014年	9.35%
	2015年	8.11%
Cコース証券	2008年	- 37.70%
	2009年	3.84%
	2010年	7.02%
	2011年	- 11.53%
	2012年	19.50%
	2013年	44.03%
	2014年	11.28%
	2015年	8.75%

Dコース証券	2008年	- 38.10%
	2009年	3.88%
	2010年	7.17%
	2011年	- 11.70%
	2012年	19.90%
	2013年	44.31%
	2014年	11.69%
	2015年	8.68%
Eコース証券	2008年	- 34.80%
	2009年	2.66%
	2010年	4.15%
	2011年	- 14.74%
	2012年	15.50%
	2013年	41.02%
	2014年	8.91%
	2015年	7.97%
Fコース証券	2008年	- 34.90%
	2009年	2.61%
	2010年	3.99%
	2011年	- 14.63%
	2012年	15.23%
	2013年	41.39%
	2014年	9.03%
	2015年	7.93%
Gコース証券	2008年	- 35.70%
	2009年	2.27%
	2010年	5.75%
	2011年	- 13.50%
	2012年	18.20%
	2013年	43.64%
	2014年	12.54%
	2015年	8.58%
Hコース証券	2008年	- 36.10%
	2009年	2.35%
	2010年	5.79%
	2011年	- 13.62%
	2012年	18.29%
	2013年	44.05%
	2014年	12.83%
	2015年	8.60%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2015年については2月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

(2008年の場合、1口当り当初発行価格: AおよびBコース証券1口当り10米ドル、CおよびDコース証券1口当り10豪ドル、EおよびFコース証券1口当り10ユーロ、GおよびHコース証券1口当り10NZドル。)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

<純資産総額および1口当りの純資産価格の推移> (2015年2月末日現在)

A コース



B コース



C コース



D コース



E コース



F コース



Gコース

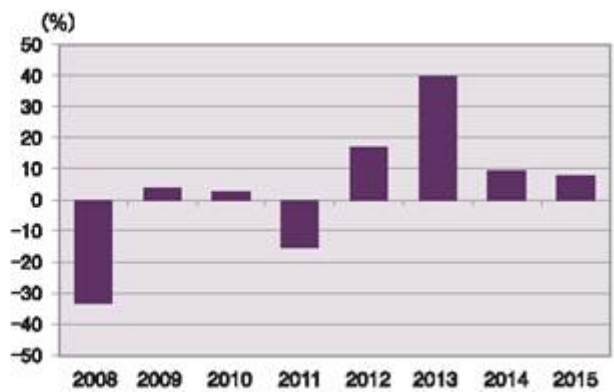
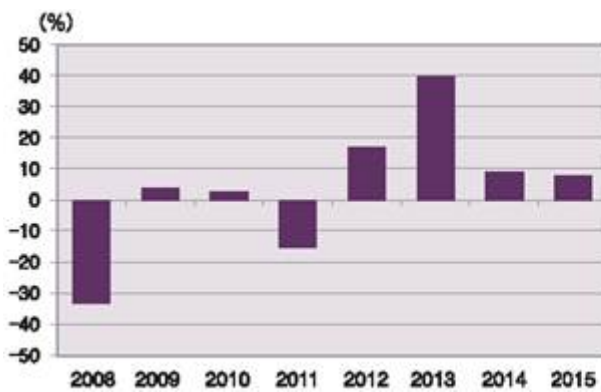
Hコース



<収益率の推移> (暦年ベース) 2008年は6月27日から。2015年は2月末まで

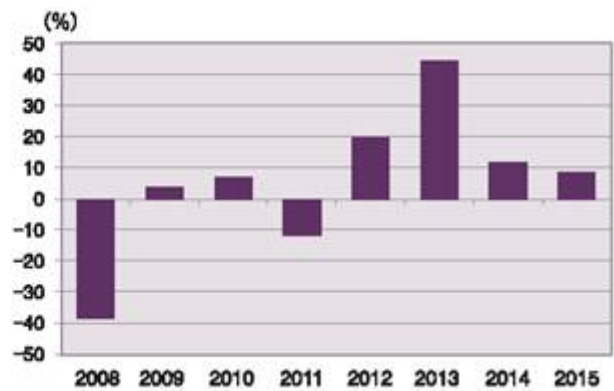
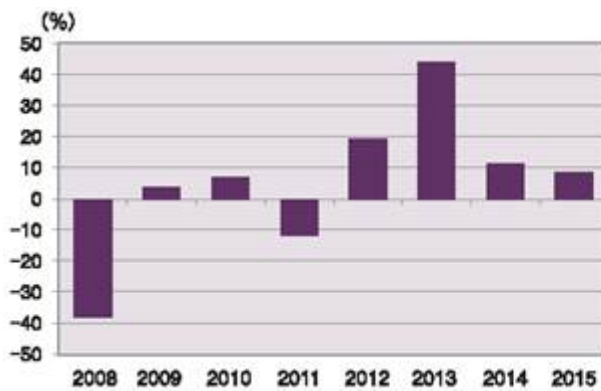
Aコース

Bコース



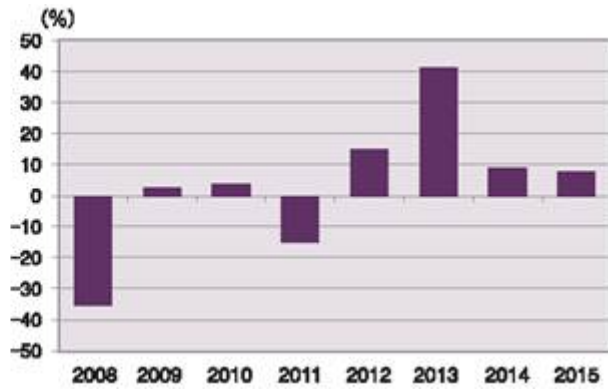
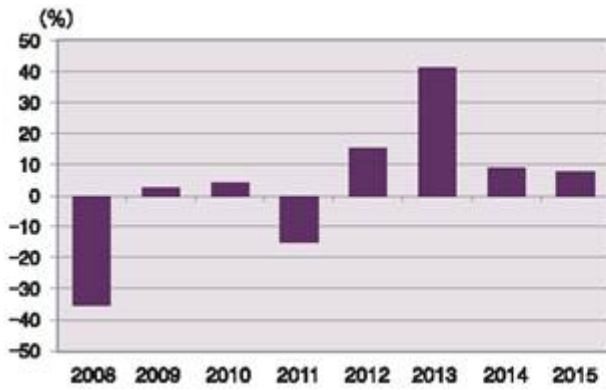
Cコース

Dコース



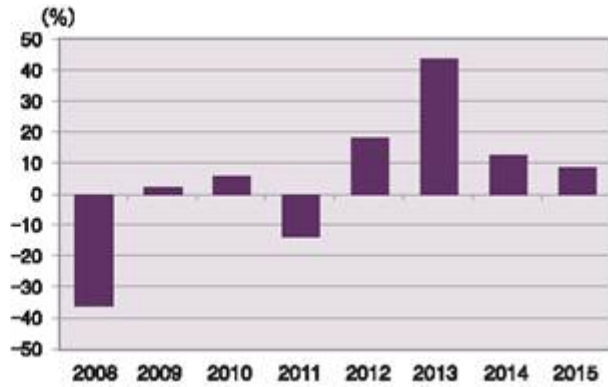
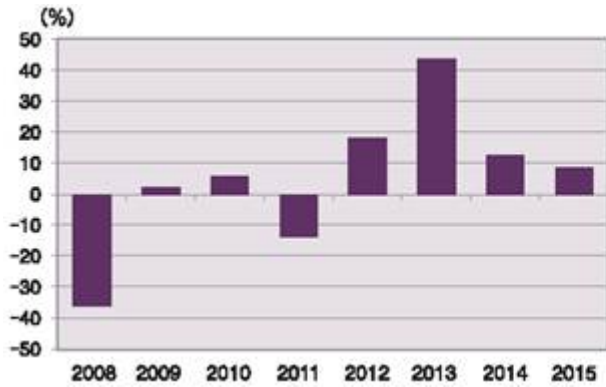
Eコース

Fコース



Gコース

Hコース



分配金に対する税金は考慮されておりません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売取扱会社にお問い合わせください。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2015年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	757,800 (757,800)	3,023,386 (3,023,386)	5,088,037 (5,088,037)
Bコース証券	4,074,623 (4,074,623)	9,177,691 (9,177,691)	13,743,533 (13,743,533)
Cコース証券	347,815 (347,815)	3,808,663 (3,808,663)	11,621,955 (11,621,955)
Dコース証券	658,600 (658,600)	2,933,039 (2,933,039)	4,533,630 (4,533,630)
Eコース証券	10,000 (10,000)	40,630 (40,630)	142,530 (142,530)
Fコース証券	78,780 (78,780)	133,194 (133,194)	195,770 (195,770)
Gコース証券	22,850 (22,850)	1,487,411 (1,487,411)	3,676,438 (3,676,438)
Hコース証券	44,470 (44,470)	866,020 (866,020)	1,212,327 (1,212,327)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

純資産計算書
2015年1月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 32,548,382,778円)	2	37,638,139,800
銀行預金		2,896,013,826
先渡為替契約未実現利益	11	363,875,980
先物契約に係る未収証拠金		3,126,418,400
ファンド証券発行未収金		99,968,704
ブローカーに係る未収金		550,578,781
未収収益		61,127,326
資産合計		<u>44,736,122,817</u>
負債		
当座借越		23,824,899
先物契約未実現損失	12	186,490,000
先渡為替契約未実現損失	11	216,595,973
ファンド証券買戻未払金		163,179,803
ブローカーに係る未払金		491,185,854
未払費用	8	137,181,130
負債合計		<u>1,218,457,659</u>
純資産		<u><u>43,517,665,158</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	9.66	4,994,957	48,268,440
Bコース証券(米ドル)	9.67	14,990,328	144,974,936
Cコース証券(豪ドル)	8.87	12,004,324	106,444,352
Dコース証券(豪ドル)	10.51	4,991,370	52,459,055
Eコース証券(ユーロ)	9.22	144,600	1,333,255
Fコース証券(ユーロ)	9.38	230,890	2,165,873
Gコース証券(NZドル)	9.04	3,826,548	34,591,536
Hコース証券(NZドル)	10.27	1,364,327	14,008,988

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2015年1月10日に終了した期間

A コース証券	(口数)
期首現在発行済受益証券数	6,670,558
発行受益証券数	245,570
買戻受益証券数	(1,921,171)
期末現在発行済受益証券数	<u>4,994,957</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	17,241,950
発行受益証券数	3,020,318
買戻受益証券数	(5,271,940)
期末現在発行済受益証券数	<u>14,990,328</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	14,070,536
発行受益証券数	141,220
買戻受益証券数	(2,207,432)
期末現在発行済受益証券数	<u>12,004,324</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	6,456,439
発行受益証券数	410,520
買戻受益証券数	(1,875,589)
期末現在発行済受益証券数	<u>4,991,370</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	151,860
発行受益証券数	2,400
買戻受益証券数	(9,660)
期末現在発行済受益証券数	<u>144,600</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	263,620
発行受益証券数	19,950
買戻受益証券数	(52,680)
期末現在発行済受益証券数	<u>230,890</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	4,775,698
発行受益証券数	18,000
買戻受益証券数	(967,150)
期末現在発行済受益証券数	<u>3,826,548</u>

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	1,776,556
発行受益証券数	2,500
買戻受益証券数	(414,729)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,364,327</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2015年1月10日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(その後の改正を含む。)(「2010年法」)のパート Ⅱの下で適格であり、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(「2013年法」)の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、および
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、2013年1月10日付で、2019年7月10日まで延長された。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の満了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

(a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。

- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2015年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01030豪ドル

1円 = 0.00710ユーロ

1円 = 0.01069NZドル

1円 = 0.00838米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	（日本円）
投資顧問報酬	55,269,550
代行協会員報酬	55,228,227
管理事務代行報酬	9,942,215
保管報酬	3,316,431
管理報酬	3,316,301
現金支出費	2,207,696
専門家報酬	2,291,741
年次税	5,608,969
	<hr/>
未払費用	137,181,130
	<hr/> <hr/>

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2015年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額474,589,164円を（取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して）、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税 (*taxe d'abonnement*) を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者 (ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。) はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2015年1月10日現在、ファンドは、注1に記載されたとおり、各コース証券に帰属するファンド資産を日本円に対するそれぞれの表示通貨の為替変動についてヘッジするために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
日本円	24,093,642,338	米ドル	201,890,751	2015年1月16日	11,628,650
日本円	505,499,658	ユーロ	3,587,648	2015年1月16日	23,355
日本円	4,765,500,233	NZドル	51,077,172	2015年1月16日	(7,078,793)
日本円	15,315,382,534	豪ドル	158,135,080	2015年1月16日	(28,793,019)
米ドル	201,353,695	日本円	23,786,898,706	2015年1月16日	231,053,623
NZドル	53,039,446	日本円	4,873,179,451	2015年1月16日	82,751,622
豪ドル	158,483,793	日本円	15,315,382,534	2015年2月13日	26,635,234
NZドル	51,225,964	日本円	4,765,500,233	2015年2月13日	6,352,465
ユーロ	3,587,342	日本円	505,499,658	2015年2月13日	(67,113)
米ドル	201,924,592	日本円	24,093,642,338	2015年2月13日	(13,657,405)
ユーロ	3,588,586	日本円	528,042,913	2015年1月16日	(22,434,442)
豪ドル	161,866,141	日本円	15,844,299,634	2015年1月16日	(138,091,464)
日本円	121,764,275	米ドル	1,017,054	2015年1月16日	447,619
日本円	117,769,384	豪ドル	1,209,427	2015年1月16日	416,106
日本円	42,930,203	米ドル	357,348	2015年1月16日	304,855
日本円	34,500,807	米ドル	287,182	2015年1月16日	244,997
日本円	52,303,145	豪ドル	536,785	2015年1月16日	217,693
日本円	105,705,041	米ドル	884,464	2015年1月16日	203,977
日本円	23,987,051	豪ドル	245,384	2015年1月16日	176,851
日本円	42,136,139	豪ドル	432,488	2015年1月16日	170,855
日本円	14,468,001	豪ドル	147,683	2015年1月16日	137,940
日本円	22,335,104	豪ドル	229,224	2015年1月16日	92,962
日本円	21,681,322	米ドル	181,061	2015年1月16日	83,848
日本円	23,162,467	豪ドル	237,865	2015年1月16日	81,838
日本円	13,869,421	豪ドル	142,356	2015年1月16日	56,238
日本円	11,639,489	豪ドル	119,413	2015年1月16日	52,548
日本円	5,791,512	豪ドル	59,246	2015年1月16日	42,699
日本円	1,178,357	ユーロ	8,092	2015年1月16日	38,174
日本円	3,034,142	豪ドル	30,971	2015年1月16日	28,928
日本円	806,251	ユーロ	5,521	2015年1月16日	28,313
日本円	7,255,973	米ドル	60,606	2015年1月16日	26,673
日本円	11,127,215	豪ドル	114,410	2015年1月16日	25,749
日本円	3,138,331	豪ドル	32,080	2015年1月16日	25,473
日本円	41,482,208	豪ドル	427,274	2015年1月16日	22,888
日本円	351,706	ユーロ	2,395	2015年1月16日	14,184
日本円	1,791,316	豪ドル	18,324	2015年1月16日	13,207
日本円	5,095,066	豪ドル	52,387	2015年1月16日	11,790
日本円	5,577,581	米ドル	46,669	2015年1月16日	10,763

日本円	1,153,360	豪ドル	11,789	2015年1月16日	9,361
日本円	214,102	ユーロ	1,455	2015年1月16日	9,074
日本円	9,213,048	米ドル	77,212	2015年2月13日	5,220
日本円	1,896,677	米ドル	15,859	2015年1月16日	4,955
日本円	20,119,894	米ドル	168,657	2015年1月16日	2,034
日本円	431,442	NZドル	4,609	2015年1月16日	722
日本円	1,005,956	豪ドル	10,361	2015年1月16日	555
日本円	14,096	ユーロ	96	2015年1月16日	456
日本円	4,025,857	米ドル	33,747	2015年1月16日	408
日本円	619,803	ユーロ	4,399	2015年2月13日	(19)
日本円	5,798	米ドル	49	2015年1月16日	(50)
日本円	2,245,123	NZドル	24,034	2015年1月16日	(607)
日本円	1,851,445	NZドル	19,904	2015年2月13日	(2,700)
日本円	2,721,654	米ドル	22,849	2015年1月16日	(3,915)
日本円	1,029,536	豪ドル	10,653	2015年1月16日	(4,181)
日本円	897,338	米ドル	7,570	2015年1月16日	(5,685)
日本円	7,995,582	NZドル	85,640	2015年1月16日	(6,531)
日本円	3,336,453	米ドル	28,030	2015年1月16日	(7,073)
日本円	2,938,610	豪ドル	30,399	2015年1月16日	(11,093)
日本円	453,104	NZドル	5,021	2015年1月16日	(16,054)
日本円	1,438,952	NZドル	15,576	2015年1月16日	(16,476)
日本円	2,146,683	NZドル	23,151	2015年1月16日	(16,593)
日本円	11,806,221	米ドル	99,119	2015年1月16日	(16,985)
日本円	1,304,192	NZドル	14,182	2015年1月16日	(21,014)
日本円	2,583,088	NZドル	27,898	2015年1月16日	(23,678)
日本円	6,470,849	豪ドル	66,939	2015年1月16日	(24,427)
日本円	2,801,885	NZドル	30,338	2015年1月16日	(32,924)
日本円	2,046,623	NZドル	22,256	2015年1月16日	(32,977)
日本円	2,884,208	NZドル	31,220	2015年1月16日	(33,022)
日本円	1,617,235	NZドル	17,680	2015年1月16日	(34,770)
日本円	1,688,943	米ドル	14,484	2015年1月16日	(38,762)
日本円	18,976,464	米ドル	159,425	2015年1月16日	(40,232)
日本円	3,030,809	NZドル	32,953	2015年1月16日	(48,299)
日本円	5,978,957	米ドル	50,551	2015年1月16日	(50,929)
日本円	6,437,104	米ドル	54,424	2015年1月16日	(54,832)
日本円	67,662,005	NZドル	724,724	2015年1月16日	(55,266)
日本円	17,033,641	豪ドル	176,259	2015年1月16日	(69,166)
日本円	7,970,883	豪ドル	82,953	2015年1月16日	(78,299)
日本円	11,904,333	NZドル	128,387	2015年1月16日	(92,019)
日本円	12,418,538	豪ドル	129,381	2015年1月16日	(135,641)
日本円	22,088,906	米ドル	186,325	2015年1月16日	(136,452)
日本円	8,885,133	米ドル	75,794	2015年1月16日	(155,776)
日本円	10,876,694	NZドル	118,280	2015年1月16日	(175,254)
日本円	15,950,331	NZドル	172,709	2015年1月16日	(187,426)
日本円	9,198,575	米ドル	78,885	2015年1月16日	(211,116)
日本円	25,777,992	米ドル	219,897	2015年1月16日	(451,948)
日本円	16,268,304	NZドル	180,362	2015年1月16日	(584,482)
日本円	29,353,863	NZドル	320,648	2015年1月16日	(607,041)
日本円	74,170,191	米ドル	627,215	2015年1月16日	(645,603)
米ドル	1,573,375	日本円	186,090,833	2015年1月16日	1,585,157
米ドル	246,425	日本円	28,887,788	2015年1月16日	506,470
米ドル	215,740	日本円	25,511,948	2015年1月16日	222,065
米ドル	60,343	日本円	7,152,605	2015年1月16日	45,316

豪ドル	13,041	日本円	1,246,405	2015年1月16日	18,991
米ドル	18,926	日本円	2,243,344	2015年1月16日	14,213
米ドル	66,715	日本円	7,946,495	2015年1月16日	11,432
米ドル	1,929	日本円	224,959	2015年1月16日	5,163
NZドル	1,004	日本円	90,621	2015年1月16日	3,211
米ドル	18,089	日本円	2,154,643	2015年1月16日	3,099
豪ドル	1,949	日本円	187,129	2015年1月16日	2,044
豪ドル	1,338	日本円	127,934	2015年1月16日	1,949
NZドル	16,398	日本円	1,531,038	2015年1月16日	1,250
米ドル	980	日本円	116,257	2015年1月16日	718
ユーロ	1,386	日本円	196,036	2015年1月16日	(758)
豪ドル	4,557	日本円	445,501	2015年1月16日	(3,284)
米ドル	3,961	日本円	475,873	2015年1月16日	(3,379)
米ドル	359,648	日本円	42,904,131	2015年1月16日	(4,338)
豪ドル	84,790	日本円	8,231,944	2015年1月16日	(4,542)
米ドル	19,720	日本円	2,358,512	2015年1月16日	(6,160)
米ドル	27,919	日本円	3,336,799	2015年1月16日	(6,439)
米ドル	96,516	日本円	11,516,310	2015年2月13日	(6,525)
豪ドル	92,123	日本円	8,976,283	2015年1月16日	(37,361)
米ドル	192,255	日本円	22,977,013	2015年1月16日	(44,338)
ユーロ	15,237	日本円	2,244,283	2015年1月16日	(97,418)
米ドル	355,130	日本円	42,517,109	2015年1月16日	(156,297)
米ドル	586,068	日本円	70,179,015	2015年1月16日	(271,400)
豪ドル	625,204	日本円	61,115,470	2015年1月16日	(450,590)
米ドル	1,467,101	日本円	176,250,936	2015年1月16日	(1,251,591)
					147,280,007
					147,280,007

注12 - 先物契約

2015年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現損失 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	340	TOPIX先物取引	2015年3月	4,695,400,000	(186,490,000)
				4,695,400,000	(186,490,000)
					(186,490,000)

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2015年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、7,932,977,841円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して474,589,164円の分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資株式明細表

投資有価証券明細表

2015年1月10日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
250,000	トヨタ自動車	1,498,750,466	1,902,250,000	4.38
1,600,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	855,903,462	1,012,480,000	2.34
230,000	東京海上ホールディングス	691,123,491	907,810,000	2.10
340,000	小松製作所	888,604,259	870,910,000	2.01
4,250,000	みずほフィナンシャルグループ	878,764,088	839,375,000	1.94
110,000	KDDI	517,681,970	825,440,000	1.90
230,000	本田技研工業	804,516,202	812,245,000	1.87
230,000	日本たばこ産業	716,678,610	736,000,000	1.69
400,000	アステラス製薬	358,315,465	711,200,000	1.63
110,000	日本電信電話	451,868,689	700,370,000	1.61
960,000	三菱重工業	577,195,086	648,192,000	1.49
600,000	日産自動車	617,322,758	609,600,000	1.40
430,000	パナソニック	634,998,044	595,765,000	1.37
140,000	三井住友フィナンシャルグループ	620,451,195	573,160,000	1.32
1,000,000	東芝	447,109,096	488,600,000	1.12
310,000	三井物産	417,563,280	475,850,000	1.09
35,000	大東建託	271,531,527	468,300,000	1.08
220,000	三菱商事	446,615,510	461,670,000	1.06
270,000	クボタ	391,755,948	457,245,000	1.05
300,000	いすゞ自動車	369,488,202	442,350,000	1.02
110,000	HOYA	214,373,734	442,200,000	1.02
140,000	中外製薬	304,992,074	436,100,000	1.00
1,000,000	三井住友トラスト・ホールディングス	466,792,829	428,200,000	0.98
100,000	ブリヂストン	348,302,449	424,550,000	0.98
1,200,000	日本郵船	392,169,557	420,000,000	0.97
940,000	JXホールディングス	463,968,242	418,018,000	0.96
110,000	キヤノン	479,415,423	408,705,000	0.94
80,000	武田薬品工業	391,181,948	408,560,000	0.94
130,000	サンリオ	424,215,060	391,950,000	0.90
480,000	アンリツ	414,024,039	391,200,000	0.90
1,400,000	DI C	277,482,033	390,600,000	0.90
440,000	日立製作所	292,936,181	388,828,000	0.89
260,000	住友電気工業	273,704,693	388,050,000	0.89
270,000	オリックス	416,752,556	384,345,000	0.88
110,000	ベネッセホールディングス	411,433,368	382,250,000	0.88
1,300,000	新日鐵住金	370,898,026	373,100,000	0.86
300,000	昭和シェル石油	273,324,984	358,800,000	0.82
125,000	アズビル	251,520,586	350,625,000	0.81
120,000	MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	230,579,517	345,240,000	0.79
80,000	富士重工業	236,732,303	344,160,000	0.79
220,000	積水ハウス	306,538,308	341,220,000	0.78
1,000,000	川崎汽船	238,524,510	330,000,000	0.76
60,000	デンソー	287,244,418	323,100,000	0.74
300,000	丸井グループ	282,418,734	321,900,000	0.74
150,000	JSR	281,622,028	307,650,000	0.71

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
250,000	リコー	292,455,834	297,000,000	0.68
200,000	日本精工	288,953,860	277,200,000	0.64
40,000	セコム	172,351,258	266,480,000	0.61
220,000	住友商事	272,095,240	260,260,000	0.60
550,000	住友化学	210,833,918	253,000,000	0.58
140,000	第一生命保険	199,143,768	242,200,000	0.56
150,000	中国電力	221,244,706	232,800,000	0.53
60,000	ニフコ	153,990,003	232,800,000	0.53
50,000	セブン&アイ・ホールディングス	141,301,478	218,325,000	0.50
45,000	花王	127,584,837	211,905,000	0.49
70,000	損保ジャパン日本興亜ホールディングス	170,359,751	211,785,000	0.49
80,000	ジェイ エフ イー ホールディングス	169,454,848	206,000,000	0.47
30,000	日東電工	177,632,640	204,120,000	0.47
35,000	西日本旅客鉄道	109,390,760	195,265,000	0.45
150,000	伊藤忠商事	184,440,091	190,275,000	0.44
127,000	スター精密	121,005,107	190,119,000	0.44
130,000	キリンホールディングス	179,175,686	187,525,000	0.43
270,000	丸紅	183,397,998	187,299,000	0.43
75,000	日立キャピタル	161,575,242	185,925,000	0.43
200,000	DOWAホールディングス	184,779,645	183,800,000	0.42
200,000	大和証券グループ本社	190,766,372	180,120,000	0.41
430,000	阪和興業	166,263,796	178,020,000	0.41
380,000	レンゴー	180,344,238	177,080,000	0.41
300,000	三菱ケミカルホールディングス	133,985,047	176,490,000	0.41
100,000	ソニーフィナンシャルホールディングス	157,348,819	174,500,000	0.40
120,000	フジ・メディア・ホールディングス	199,564,006	172,560,000	0.40
100,000	日信工業	185,898,202	167,700,000	0.39
40,000	アイシン精機	155,902,895	167,400,000	0.38
50,000	ユナイテッドアローズ	173,493,275	162,000,000	0.37
70,000	大和ハウス工業	131,007,217	157,430,000	0.36
68,900	大阪チタニウムテクノロジーズ	147,519,345	156,196,300	0.36
110,000	クラレ	129,637,350	149,930,000	0.34
40,000	大塚ホールディングス	123,265,376	148,120,000	0.34
300,000	山久	148,153,287	141,000,000	0.32
200,000	ラウンドワン	124,676,985	140,000,000	0.32
120,000	もしもしホットライン	124,633,369	139,680,000	0.32
60,000	興銀リース	146,241,255	138,900,000	0.32
350,000	あおぞら銀行	103,804,750	134,750,000	0.31
70,000	パーク24	143,581,625	127,190,000	0.29
25,000	ポーラ・オルビスホールディングス	106,351,304	125,750,000	0.29
200,000	日本通運	72,177,275	124,200,000	0.29
90,000	東北電力	94,912,258	123,120,000	0.28
680,000	宇部興産	138,117,521	123,080,000	0.28
30,000	電源開発	78,289,012	122,400,000	0.28
240,000	キッツ	111,153,274	117,840,000	0.27
45,000	丸一鋼管	79,911,631	117,360,000	0.27
70,000	日野自動車	108,754,052	116,130,000	0.27
50,000	イオンフィナンシャルサービス	119,403,679	115,000,000	0.26
24,000	マブチモーター	78,531,930	112,560,000	0.26
180,000	日新電機	113,916,455	111,780,000	0.26

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
250,000	電気化学工業	88,434,914	110,750,000	0.25
100,000	旭化成	64,344,771	108,650,000	0.25
45,000	チヨダ	94,620,658	105,660,000	0.24
25,000	伊藤忠テクノソリューションズ	95,409,433	105,375,000	0.24
110,000	椿本チエイン	94,754,331	105,160,000	0.24
36,000	サンゲツ	75,288,843	104,976,000	0.24
55,000	N T T ドコモ	80,173,248	102,960,000	0.24
30,000	メイテック	66,600,379	102,900,000	0.24
24,000	太陽ホールディングス	66,037,993	100,440,000	0.23
100,000	東燃ゼネラル石油	94,211,548	99,800,000	0.23
40,000	日立建機	93,352,234	97,360,000	0.22
55,000	N S D	54,439,559	96,580,000	0.22
150,000	横浜銀行	74,542,303	95,550,000	0.22
55,000	カブコン	108,424,780	94,930,000	0.22
40,000	L I X I L グループ	87,993,578	94,160,000	0.22
25,000	日本航空	65,972,248	93,875,000	0.22
50,000	アサヒホールディングス	87,375,171	92,000,000	0.21
130,000	オンワードホールディングス	99,975,287	91,390,000	0.21
150,000	ふくおかフィナンシャルグループ	68,483,062	90,150,000	0.21
150,000	りそなホールディングス	69,897,819	89,880,000	0.21
10,000	東日本旅客鉄道	56,982,791	88,790,000	0.20
70,000	エヌ・ティ・ティ都市開発	63,871,068	87,500,000	0.20
42,000	オイレス工業	56,940,465	86,562,000	0.20
125,000	関電工	68,519,765	85,875,000	0.20
60,000	ダイセル	50,307,114	83,880,000	0.19
75,000	ショーワ	85,770,890	83,625,000	0.19
8,000	しまむら	81,267,822	82,480,000	0.19
80,000	日本発条	82,845,520	81,760,000	0.19
25,000	塩野義製薬	50,200,193	81,375,000	0.19
80,000	アマダ	65,888,279	81,120,000	0.19
30,000	青山商事	54,719,360	80,400,000	0.18
500,000	東洋紡	80,725,465	80,000,000	0.18
65,000	アマノ	53,863,662	79,755,000	0.18
25,000	トレンドマイクロ	90,992,380	78,500,000	0.18
47,000	スターツコーポレーション	75,983,950	77,409,000	0.18
450,000	日本軽金属ホールディングス	59,385,841	75,600,000	0.17
10,000	ローソン	64,352,925	75,100,000	0.17
65,000	ワコールホールディングス	59,778,613	74,750,000	0.17
25,000	ケーズホールディングス	75,088,920	74,225,000	0.17
50,000	三菱電機	58,898,766	70,700,000	0.16
55,000	マックス	57,550,870	67,100,000	0.15
110,000	東洋インキ S C ホールディングス	39,133,732	62,590,000	0.14
35,000	オートバックスセブン	55,150,362	58,450,000	0.13
40,000	S B I ホールディングス	53,565,741	53,240,000	0.12
70,000	凸版印刷	45,265,590	52,920,000	0.12
80,000	住友倉庫	46,586,417	50,960,000	0.12
145,000	三井化学	36,676,775	49,590,000	0.11
20,000	豊田合成	45,986,106	49,260,000	0.11
30,000	日本製紙	43,114,921	49,230,000	0.11
20,000	N E C ネットズエスアイ	42,969,989	48,420,000	0.11
60,000	D C M ホールディングス	42,454,026	45,240,000	0.10
25,000	ユー・エス・エス	27,767,909	44,600,000	0.10

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
32,300	ADEKA	37,732,078	44,412,500	0.10
100,000	大阪瓦斯	32,873,341	43,660,000	0.10
20,000	プレナス	27,104,934	42,640,000	0.10
40,000	松井証券	45,495,224	40,000,000	0.09
100,000	王子ホールディングス	34,372,941	39,800,000	0.09
50,000	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	43,392,375	39,400,000	0.09
15,000	サトーホールディングス	25,199,625	39,240,000	0.09
10,000	因幡電機産業	28,851,442	39,200,000	0.09
7,000	ホギメディカル	38,976,402	38,500,000	0.09
10,000	マンガム	38,250,958	38,450,000	0.09
14,000	住友不動産販売	37,605,120	37,912,000	0.09
36,000	大日本印刷	34,423,235	37,836,000	0.09
200,000	倉敷紡績	34,487,561	36,600,000	0.08
10,000	大塚商会	41,224,786	36,400,000	0.08
70,000	三井倉庫ホールディングス	31,336,921	28,140,000	0.06
10,000	リゾートトラスト	9,284,253	27,350,000	0.06
25,000	千葉銀行	13,553,435	19,125,000	0.04
10,000	ダイハツ工業	15,122,543	15,390,000	0.04
	日本合計	32,548,382,778	37,638,139,800	86.49
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	32,548,382,778	37,638,139,800	86.49
	投資合計	32,548,382,778	37,638,139,800	86.49

(1)「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2015年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
一般消費財・サービス	17.60
金融	17.12
資本財・サービス	16.66
情報技術	11.70
素材	8.03
ヘルスケア	4.97
電気通信サービス	4.15
エネルギー	3.14
生活必需品	1.93
公益事業	1.19
	<hr/>
	86.49
投資合計	<hr/> <hr/>
	86.49

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2015年2月末日現在)

資本金の額	375,000ユーロ(約5,012万円)
発行済株式総数	15株(1株25,000ユーロ(約334万円))

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、直近では2014年2月14日に修正されています。定款の統合版は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課(同課にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A 棟です。管理会社は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第1条第46項に規定されるA I F Mです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年7月12日法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「通達2011/61/EU」といいます。)に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「A I F」といいます。)の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、通達2011/61/EUに規定されるA I Fとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する、投資信託に関する2010年12月17日法(その後の改正を含みます。)(以下「2010年12月17日法」といいます。)の第125-2条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務をファンドに対し一切提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うA I Fの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。管理会社が管理しているその他のルクセンブルグの契約型投資信託の一覧は、管理会社の登記上の事務所において入手可能です。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しております。管理会社は、ファンド資産の保管業務、ファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

管理会社は、2015年1月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額は約2.1兆円です。

(2015年1月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,647,547,140.32米ドル
		1	287,953,473.74ユーロ
		2	3,000,020,023.46豪ドル
		1	130,738,833.20カナダドル
		1	682,931,154.21ニュージーランドドル
		1	70,561,784.17英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,720,888,846.63米ドル
		7	168,545,883.85ユーロ
		13	512,868,318,140円
		9	912,564,103.58豪ドル
		4	51,444,656.70カナダドル
		5	339,882,314.95ニュージーランドドル
		3	22,188,029.77英ポンド
ケイマン諸島	その他	20	1,021,299,788.67米ドル
		1	323,044,511.55南アフリカ・ランド
		1	19,187,964.02ユーロ
		29	41,919,899,625円
		7	818,291,847.42豪ドル
		3	238,940,525.02ニュージーランドドル

(注) 外貨の円貨換算は、2015年1月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 118.25円、1豪ドル = 92.06円、1ユーロ = 133.88円、1英ポンド = 178.29円、1NZドル = 86.06円、1カナダドル = 93.72円、1南アフリカ・ランド = 10.25円)によります。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年2月27日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=133.65円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスタ

2014年6月4日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
貸借対照表
 2014年3月31日現在
 (ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日		2013年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
- 固定資産として保有される有価証券	3			710,111	94,906
流動資産					
債権					
- 1年以内期限到来売上債権		432,756	57,838	364,956	48,776
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金	12	7,788,467	1,040,929	5,609,156	749,664
		<u>8,221,223</u>	<u>1,098,766</u>	<u>5,974,112</u>	<u>798,440</u>
前払費用		29,489	3,941		
資産合計		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>1,102,708</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>	<u><u>893,346</u></u>
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	50,119	375,000	50,119
準備金					
- 法定準備金	5	37,500	5,012	37,500	5,012
- その他準備金	5	1,290,000	172,409	1,435,000	191,788
繰越利益	5	3,899,759	521,203	2,620,869	350,279
当期利益	5	1,196,177	159,869	1,133,890	151,544
		<u>6,798,436</u>	<u>908,611</u>	<u>5,602,259</u>	<u>748,742</u>
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	163,419	1,055,121	141,017
その他引当金	11			3,047	407
		<u>1,222,740</u>	<u>163,419</u>	<u>1,058,168</u>	<u>141,424</u>
非劣後債務					
税金および社会保障債務		23,235	3,105		
1年以内期限到来その他債務	7	206,301	27,572	23,796	3,180
		<u>229,536</u>	<u>30,677</u>	<u>23,796</u>	<u>3,180</u>

	<u>229,536</u>	<u>30,677</u>	<u>23,796</u>	<u>3,180</u>
負債合計	<u>8,250,712</u>	<u>1,102,708</u>	<u>6,684,223</u>	<u>893,346</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日終了年度		2013年3月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用		242,513	32,412	333,462	44,567
人件費					
- 給与および賃金	10	757,768	101,276		
- 給与および賃金にかかる 社会保障費	10	67,087	8,966		
その他営業費用		10,417	1,392		
利息およびその他金融費用					
- 関連事業に関する金額	8			32,322	4,320
所得税	6	167,619	22,402	160,036	21,389
当期利益		1,196,177	159,869	1,133,890	151,544
費用合計		2,441,581	326,317	1,659,710	221,820
収益					
純売上高	1	2,275,971	304,184	1,563,440	208,954
その他営業収益	3	88,860	11,876	70,821	9,465
金融固定資産からの収益	9	48,163	6,437	25,449	3,401
その他利息およびその他金融 収益					
- 関連事業から派生する金額	8、12	28,587	3,821		
収益合計		2,441,581	326,317	1,659,710	221,820

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3 - 固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	
期中処分額	(798,971)
期末現在	
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	
期末現在純評価額	
期末現在市場価格	

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

2014年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当事業年度中にすべて処分された。

注4 - 払込済資本金

2014年3月31日および2013年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益			1,133,890
資産税準備金の純取崩し		(260,000)	260,000
資産税準備金		115,000	(115,000)
配当金			
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法(その後の改正を含む。)第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2014年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,290,000ユーロであり、これは、2008年から2013年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2013年5月14日に行われた年次総会により、2007年の資産税準備金の全額である260,000ユーロが取り崩され、2013年度の資産税準備金として115,000ユーロが計上された。

注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額(当社が税務当局に対して支払った前払金控除後)に相当する。

注7 - その他債務

2014年3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与に関する積立金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注8 - 利息およびその他金融費用ならびにその他利息およびその他金融収益

	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益/(損失)	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現利益/(損失)の純変動	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10 - スタッフ

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名である。

当社には、2013年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11 - その他引当金

2014年3月31日現在、「その他引当金」残高も未決済為替先渡契約も存在しなかった。

2013年3月31日現在、「その他引当金」は為替先渡契約に係る未実現損失であり、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)

ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					(3,047)

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年3月31日現在、約15,250百万ユーロである(2013年: 17,075百万ユーロ)。

注14 - 後発事象

2014年4月23日に、当社は、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		<u>8,221,223</u>	<u>5,974,112</u>
PREPAYMENTS		<u>29,489</u>	<u>---</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		<u>6,798,436</u>	<u>5,602,259</u>
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		<u>1,222,740</u>	<u>1,058,168</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		<u>229,536</u>	<u>23,796</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		1,196,177	1,133,890
TOTAL CHARGES		2,441,581	1,659,710
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	28,587	---
TOTAL INCOME		2,441,581	1,659,710

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
	<hr/>
at the end of the year	---
	<hr/>
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
	<hr/>
cumulated value adjustments at the end of the year	---
	<hr/>
Net value at the end of the year	---
	<hr/> <hr/>
Market value at the end of the year	---
	<hr/> <hr/>

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year 's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
	<hr/>	<hr/>	<hr/>

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 – Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 – Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 – Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年2月27日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 133.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2014年9月30日		2013年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
- 1年以内期限到来売上債権		417,052	55,739	544,047	72,712
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金	10	7,664,982	1,024,425	7,148,378	955,381
		<u>8,082,034</u>	<u>1,080,164</u>	<u>7,692,425</u>	<u>1,028,093</u>
資産合計		<u>8,082,034</u>	<u>1,080,164</u>	<u>7,692,425</u>	<u>1,028,093</u>
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	50,119	375,000	50,119
準備金					
- 法定準備金	4	37,500	5,012	37,500	5,012
- その他準備金	4	1,290,000	172,409	1,435,000	191,788
繰越利益	4	5,095,936	681,072	3,754,759	501,824
当期利益		311,425	41,622	758,449	101,367
		<u>7,109,861</u>	<u>950,233</u>	<u>6,360,708</u>	<u>850,109</u>
引当金					
納税引当金	5	788,887	105,435	1,244,340	166,306
非劣後債務					
税金および社会保障債務		23,568	3,150	16,185	2,163
1年以内期限到来その他債務	6	159,718	21,346	71,192	9,515
		<u>183,286</u>	<u>24,496</u>	<u>87,377</u>	<u>11,678</u>
負債合計		<u>8,082,034</u>	<u>1,080,164</u>	<u>7,692,425</u>	<u>1,028,093</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2014年9月30日に 終了した期間		2013年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用		155,991	20,848	83,789	11,198
人件費					
- 給与および賃金	9	423,765	56,636	305,082	40,774
- 給与および賃金にかかる 社会保障費	9	27,536	3,680	27,995	3,742
利息およびその他金融費用					
- 関連事業に関する金額	7	6,157	823		
所得税	5	91,968	12,292	189,219	25,289
当期利益		311,425	41,622	758,449	101,367
費用合計		<u>1,016,842</u>	<u>135,901</u>	<u>1,364,534</u>	<u>182,370</u>
収益					
純売上高	1	1,016,842	135,901	1,196,301	159,886
その他営業収益				88,860	11,876
金融固定資産からの収益	8			48,163	6,437
その他利息およびその他金融 収益					
- 関連事業から派生する金額	7、10			31,210	4,171
収益合計		<u>1,016,842</u>	<u>135,901</u>	<u>1,364,534</u>	<u>182,370</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2014年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算された。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結した。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結された。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結された取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上された。

注3 - 払込済資本金

2014年9月30日および2013年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益			1,196,177
資産税準備金の純取崩し			
資産税準備金			
配当金			
2014年9月30日現在残高	37,500	1,290,000	5,095,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2014年9月30日現在、配当不可能準備金は合計1,290,000ユーロであり、これは、2008年から2013年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - その他債務

2014年9月30日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与に関する積立金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年9月30日現在、その他債務は、1年以内に期限が到来する給与に関する積立金で構成されていた。

注7 - 利息およびその他金融費用ならびにその他利息およびその他金融収益

	2014年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2013年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	(6,157)	28,163
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失)の純変動		3,047
	<u>(6,157)</u>	<u>31,210</u>

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2013年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益		47,902
受取配当金		261
	<u></u>	<u>48,163</u>

注9 - スタッフ

2014年9月30日および2013年9月30日現在、当社の従業員は6名である。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年9月30日および2013年9月30日に終了した期間中利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

[次へ](#)

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

Aコース証券100億米ドル(約1兆934億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆934億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,647億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,647億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,780億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,780億円)、Gコース証券100億NZドル(約8,566億円)およびHコース証券100億NZドル(約8,566億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2014年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.34円、1豪ドル=96.47円、1ユーロ=137.80円、1NZドル=85.66円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

Aコース証券100億米ドル(約1兆1,927億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆1,927億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,317億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,317億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,365億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,365億円)、Gコース証券100億NZドル(約9,002億円)およびHコース証券100億NZドル(約9,002億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2015年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=119.27円、1豪ドル=93.17円、1ユーロ=133.65円、1NZドル=90.02円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,168万円)で、2014年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約345万円)で記名式株式15株を発行済です。
-------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,012万円)で、2015年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約334万円)で記名式株式15株を発行済です。
-------	---

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（中略）

レバレッジ

（中略）

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとします。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、2015年4月10日現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（中略）

レバレッジ

（中略）

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の500%を超えないものとします。

（後略）

(2) リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

(前略)

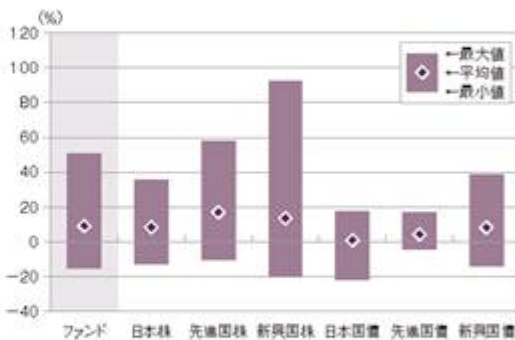
参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

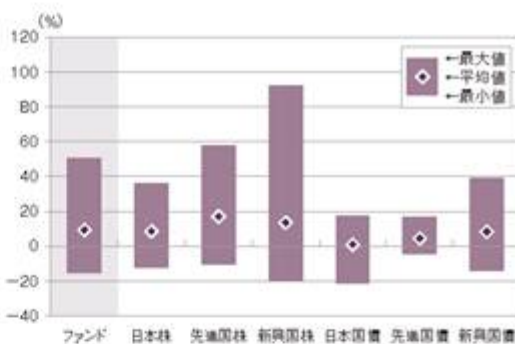


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	50.36%	35.80%	57.94%	92.14%	17.54%	16.73%	38.87%
最小値	-15.29%	-12.50%	-10.51%	-20.06%	-21.58%	-4.50%	-13.81%
平均値	9.19%	8.48%	17.02%	13.57%	0.92%	4.37%	8.23%

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	50.23%	35.80%	57.94%	92.14%	17.54%	16.73%	38.87%
最小値	-15.39%	-12.50%	-10.51%	-20.06%	-21.58%	-4.50%	-13.81%
平均値	9.20%	8.48%	17.02%	13.57%	0.92%	4.37%	8.23%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAII指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

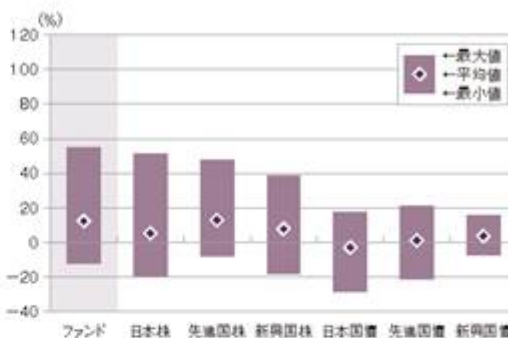
ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Cコース



2009/11 2010/11 2011/11 2012/11 2013/11

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

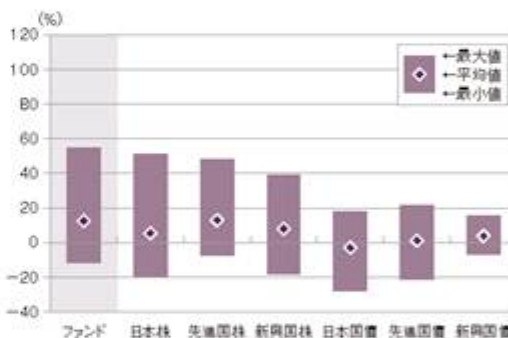


	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	54.82%	50.98%	47.81%	38.78%	17.74%	21.40%	15.56%
最小値	-11.85%	-19.25%	-7.66%	-18.19%	-28.08%	-21.02%	-6.96%
平均値	12.43%	5.34%	12.95%	7.89%	-2.93%	1.13%	3.80%

Dコース



2009/11 2010/11 2011/11 2012/11 2013/11



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	54.84%	50.98%	47.81%	38.78%	17.74%	21.40%	15.56%
最小値	-11.83%	-19.25%	-7.66%	-18.19%	-28.08%	-21.02%	-6.96%
平均値	12.43%	5.34%	12.95%	7.89%	-2.93%	1.13%	3.80%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCI Emerging Markets Index(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイブ

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

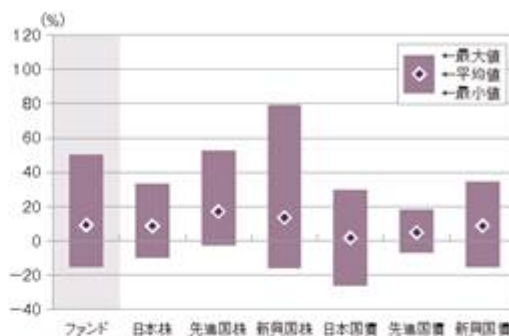
ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Eコース



2009/11 2010/11 2011/11 2012/11 2013/11

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

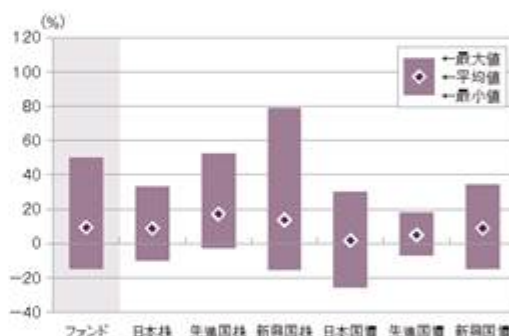


コース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.84%	33.25%	52.21%	78.81%	29.83%	17.93%
最小値	-14.88%	-9.60%	-2.57%	-15.44%	-25.68%	-6.57%
平均値	9.29%	8.73%	17.16%	13.64%	1.78%	4.91%

Fコース



2009/11 2010/11 2011/11 2012/11 2013/11



コース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.68%	33.25%	52.21%	78.81%	29.83%	17.93%
最小値	-14.78%	-9.60%	-2.57%	-15.44%	-25.68%	-6.57%
平均値	9.29%	8.73%	17.16%	13.64%	1.78%	4.91%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(ユーロベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

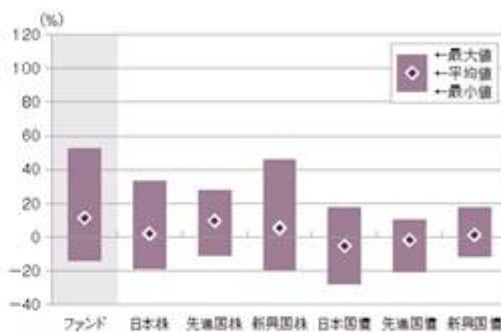
ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Gコース



2009/11 2010/11 2011/11 2012/11 2013/11

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

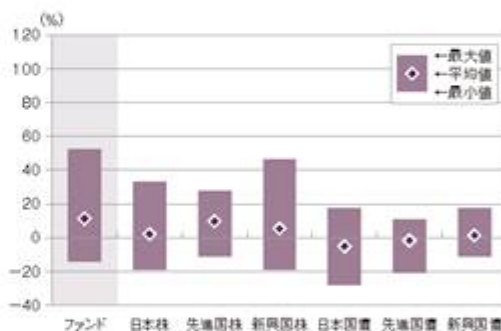


Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.53%	32.94%	27.67%	46.04%	17.33%	10.39%
最小値	-13.74%	-18.83%	-11.02%	-19.07%	-27.71%	-20.60%
平均値	11.29%	2.07%	9.68%	5.39%	-5.21%	-1.72%

Hコース



2009/11 2010/11 2011/11 2012/11 2013/11



Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.22%	32.94%	27.67%	46.04%	17.33%	10.39%
最小値	-13.76%	-18.83%	-11.02%	-19.07%	-27.71%	-20.60%
平均値	11.29%	2.07%	9.68%	5.39%	-5.21%	-1.72%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

<訂正後>

(前略)

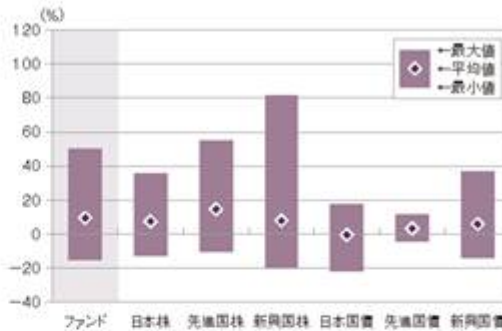
参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

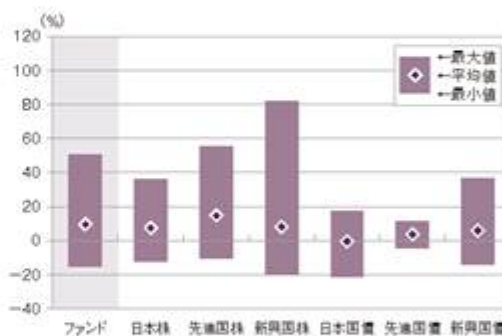


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	50.36%	35.80%	55.12%	81.55%	17.54%	11.49%	36.63%
最小値	-15.29%	-12.50%	-10.51%	-20.06%	-21.58%	-4.50%	-13.81%
平均値	9.62%	7.52%	14.79%	8.12%	-0.16%	3.72%	5.93%

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	50.23%	35.80%	55.12%	81.55%	17.54%	11.49%	36.63%
最小値	-15.39%	-12.50%	-10.51%	-20.06%	-21.58%	-4.50%	-13.81%
平均値	9.63%	7.52%	14.79%	8.12%	-0.16%	3.72%	5.93%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイド(米ドルベース)

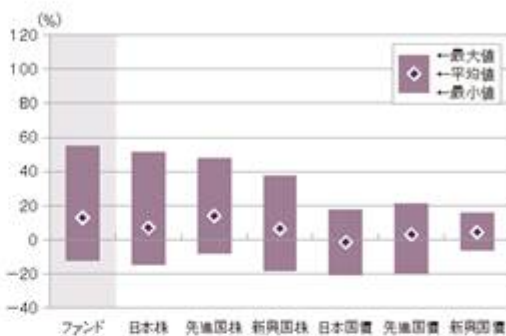
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Cコース

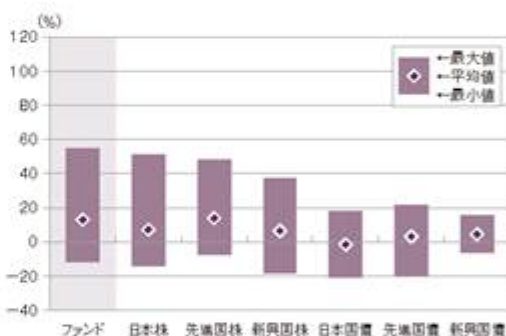


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	54.82%	50.98%	47.81%	37.43%	17.74%	21.40%	15.56%
最小値	-11.85%	-14.35%	-7.66%	-18.19%	-20.66%	-19.84%	-6.20%
平均値	13.06%	7.23%	14.06%	6.51%	-1.45%	3.20%	4.58%

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	54.84%	50.98%	47.81%	37.43%	17.74%	21.40%	15.56%
最小値	-11.83%	-14.35%	-7.66%	-18.19%	-20.66%	-19.84%	-6.20%
平均値	13.07%	7.23%	14.06%	6.51%	-1.45%	3.20%	4.58%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

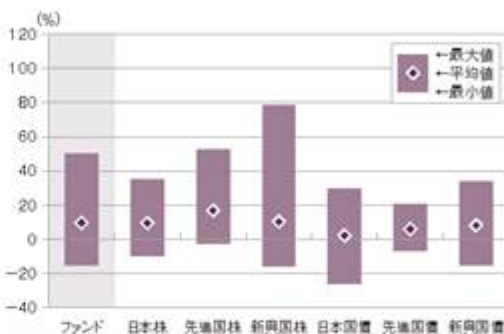
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Eコース

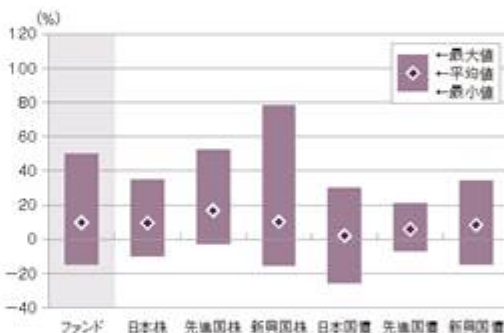


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.84%	34.89%	52.21%	78.14%	29.83%	20.74%	34.07%
最小値	-14.88%	-9.60%	-2.57%	-15.44%	-25.68%	-6.57%	-14.94%
平均値	9.80%	9.55%	16.90%	10.35%	2.29%	5.99%	8.32%

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.68%	34.89%	52.21%	78.14%	29.83%	20.74%	34.07%
最小値	-14.78%	-9.60%	-2.57%	-15.44%	-25.68%	-6.57%	-14.94%
平均値	9.80%	9.55%	16.90%	10.35%	2.29%	5.99%	8.32%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCI Emerging Markets Index(配当込)(ユーロベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(ユーロベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

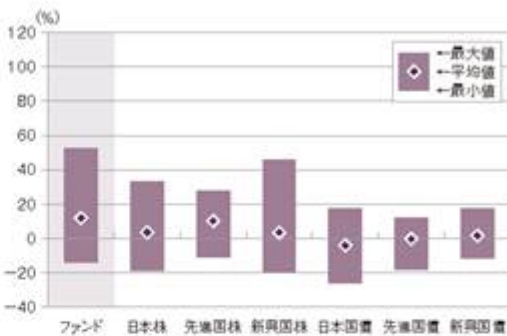
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Gコース

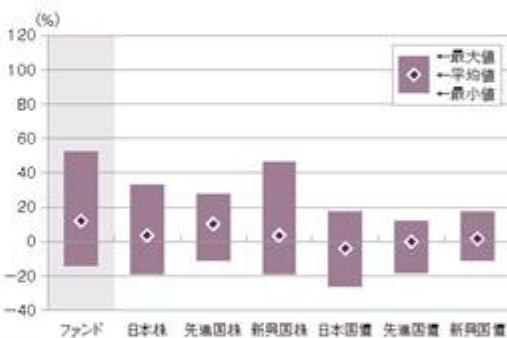


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.53%	32.94%	27.67%	46.04%	17.33%	12.16%	17.45%
最小値	-13.74%	-18.83%	-11.02%	-19.07%	-26.10%	-18.07%	-11.33%
平均値	12.06%	3.60%	10.39%	3.55%	-4.05%	-0.01%	1.70%

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.22%	32.94%	27.67%	46.04%	17.33%	12.16%	17.45%
最小値	-13.76%	-18.83%	-11.02%	-19.07%	-26.10%	-18.07%	-11.33%
平均値	12.07%	3.60%	10.39%	3.55%	-4.05%	-0.01%	1.70%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCI Emerging Markets Index(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

(中略)

(3) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。

(中略)

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

(中略)

(3) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

(中略)

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。なお、2016年1月1日以降は、一定の条件のもとに、他の上場株式等（2016年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能となります。

(後略)

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

< 訂正前 >

(2013年7月15日付(A I F M Dに関する暫定的な更新を含む。))

定義

1915年法	1915年8月10日商會社法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年12月20日法	投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年12月17日法が継承)
2007年2月13日法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年12月17日法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年7月12日法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。)
A I F	オルタナティブ投資ファンド
A I F M	オルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003/41/E Cおよび通達2009/65/E Cならびに規則(E C)1060/2009および規則(E U)1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/E U
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E U	欧州連合(E E Cの継承機関であるE Cを吸収)
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009/65/E C第78条および2010年12月17日法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連する法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン (特に通達2009/65/E Cをルクセンブルグ法において導入する)2010年12月17日法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年12月17日法パートに基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年12月17日法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 通達	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/E C
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年12月17日法第15章に基づき認可を受けた管理会社

投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の一定の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS 通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(以下「2002年12月20日法」という。)は、UCITS 通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(以下「UCITS 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年12月17日法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC(以下「通達2009/65/EC」または「UCITS 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入し、2002年12月20日法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託は、当該ヴィークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として分類されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家には、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年2月13日法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(以下「2013年7月12日法」という。)が公布された。2013年7月12日法は、通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則(EEC)1060/2009および規則(EU)1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)をルクセンブルグ法に法制化する。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ヴィークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

2013年7月12日法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するが、同時に、ここでは対象とされないリスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年12月17日法パート、2007年2月13日法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。

現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ヴィークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ヴィークル)と、()AIF(AIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産がAIFMDにより導入された最低限度額を下回る投資ヴィークルとを区別することを主に目的としている。後者の投資ヴィークルについては、現行の制度(保管受託銀行の制度を含む。以下V項を参照のこと。)と比較して、要件に大きな変化はない。

2010年12月17日法第16章の改正を通じて、2013年7月12日法により、非UCITSの管理会社および非AIFMDの管理会社に関する新しい制度が導入される(以下 .4項を参照のこと。)

AIFMDひいては2013年7月12日法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年7月12日法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年7月12日法は、かかるAIFMに適用される。

2013年7月12日法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年7月12日法の適用外である場合を除き)2013年7月12日法を遵守しなければならない。AIFは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)として定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) UCITS 通達に基づき認可を必要としない投資信託

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

a) AIFに選任された法人またはAIFに代わって選任された法人で、かかる選任により、AIFの運用に責任を負う「外部AIFM」

b) AIFの法的形態が内部運用を認める場合およびAIFの運営組織が外部AIFMを選任しないと選択した場合には、AIF自身(その場合、AIF自身である「内部AIFM」は、AIFMとして認可されている必要がある。)

2013年7月12日法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他 A I F Mの親会社の子会社のみが投資家である A I F を運用する、ルクセンブルグで設立された A I F M (ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体が A I F ではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立された A I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該 A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかの A I F のポートフォリオを直接的または間接的に運用する A I F M
- () その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えない A I F、もしくは
- () レバレッジされておらず、各 A I F への当初投資日から 5 年間行使可能な買戻請求権を有していない A I F によりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えない A I F (それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記 b) に基づき2013年7月12日法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない。2013年7月12日法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年7月12日法の適用が除外される A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該 A I F Mが運用する A I F を特定し、かかる A I F の投資戦略に関する情報を C S S F に提供する。2013年7月12日法の適用が除外される A I F Mは、その登録の完了後、C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該 A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該 A I F Mが運用する A I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも1年に1度)提供しなければならない。2013年7月12日法の適用が除外される A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該 A I F Mは、C S S F にかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

E U加盟国以外の国で設立された A I F M (すなわち、E U圏外の A I F M) の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年7月12日法は、E U加盟国以外の国で設立された一または複数の A I F (すなわち、E U圏外の A I F) を運用し、ルクセンブルグにおいてかかる A I F を販売しない E U圏外の A I F Mには適用されない。2013年6月18日に C S S F が公表した F A Q 文書(注)に従い、E U圏外の A I F Mは、2014年7月22日までは、ルクセンブルグの現行の販売に関する規則に基づき、引き続きルクセンブルグにおいて E U圏外の A I F M を販売することができるはずである。それ以降、E U圏外の A I F Mは、2013年7月12日法の規定を遵守しなければならない。

2013年7月12日法第58条第1項に従い、2013年7月22日より前に存続して運用活動を行っているルクセンブルグの A I F Mは、C S S F に対して、2014年7月22日までに認可の申請を行わなければならない。

2013年7月22日より前に設立された A I F は、2014年7月22日まで、2013年7月12日法第58条第1項の経過規定の恩恵を享受することのできる A I F M を選任することができる。

2013年7月12日法ならびに2010年12月17日法および2007年2月13日法(2013年7月12日法により改正済)は、数多くの経過規定を定めている。起こり得る様々な状況により、異なる経過規定が適用される場合がある。したがって、実際に適用される経過規定について個別に分析する必要がある。

(注) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日ルクセンブルグ法、ならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)231/2013に関する F A Q

1. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI1. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要1.1. 一般規定とその範囲1.1.1. 2010年12月17日法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート」という。）

パート その他のUCI（以下「パート」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年12月17日法の下では、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIは区分して取り扱われている。

1.1.2. 2010年12月17日法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。1.1.3. 2010年12月17日法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年12月17日法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）

1.1.4. 2010年12月17日法第3条は、2010年12月17日法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パート ファンドとしての適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売し得るUCITS
- 2010年12月17日法第5章に規定する規則を適用することがその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年12月17日法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人 (investment company)

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

会社型投資信託および契約型投資信託は、2010年12月17日法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設立されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCP自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPの関係は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年12月17日法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社とFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家はFCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

パート ファンドとしての適格性を有しているすべてのFCPも、2013年7月12日法に基づくAIFである。

FCPの受益証券の発行の仕組みは以下のとおりである。

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が記載されることが規定されている。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買戻され得るが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年12月17日法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年12月17日法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として1か月に2度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年12月17日法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パート ファンドがその受益証券(または投資口)の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として1か月に1度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もある。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年12月17日法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年12月17日法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定し得る旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPに請求する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

パート ファンドとしての適格性を有しているFCPに関して(パート ファンドについてAIFMが選任される時点により)、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある(V項を参照のこと。)

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、またはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パート ファンドの保管受託銀行の場合は、その登録事務

所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社の所在加盟国が、2010年12月17日法パート に基づくFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年12月17日法およびその他の適用される法令に従いその権限を遂行し得るために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または義務の不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、資産の全部または一部の保管を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用の中核的権限の委託は以下の1.4.2.(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または認可された販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなされていないなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

パート ファンドとしての適格性を有しているすべての会社型投資信託も、2013年7月12日法に基づくAIFである。

会社型の投資信託は、1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人

2010年12月17日法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年12月17日法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年12月17日法パート の対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSF規則によりかかる最低資本金は、それぞれ60万ユーロおよび250万ユーロを上限に引き上げることができる。

- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買い戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買い戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えずに、発行および買い戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買い戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. 保管受託銀行

パート ファンドとしての適格性を有している会社型投資信託に関して(パート ファンドについてA I F Mが選任される時点により)、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある(V項を参照のこと。)。

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買い戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年12月17日法およびその他の適用される法令に従いその権限を遂行し得るために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.3. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.4. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年12月17日法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請には、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月を超えて活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年12月17日法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のための資産運用の委任を受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引および当初資本金による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有することを求める。とりわけ、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年12月17日法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年12月17日法第40条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年12月17日法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSおよび/または通達2009/65/EC第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、C S S FがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同様であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同様とC S S Fが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証され得る日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年12月17日法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。かかる投資法人または管理会社はまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。投資法人または管理会社は、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率の運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたO T Cデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生じる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

U C I T S がその資産の5%を超えて第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該U C I T S の資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該U C I T S の資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/E E Cまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、U C I T S の約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がC S S Fの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件を満たす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S Fは、U C I T S に対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T S の受益者への保護と同等の保護を当該U C I T S の受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T S は、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)に記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こり得る結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追隨する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年12月17日法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使し得るような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年12月17日法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T Sがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T Sによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T Sは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、1.3.A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可されたU C I T Sには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T Sのコントロールの及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T Sは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T Sは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T Sは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表章する額を、またはF C Pの場合はそのファンド価額の10%までを表章する額を借入れることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- U C I T Sが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのU C I T Sの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、C S S Fは、2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。
- 通達08/339は、2002年12月20日法の関連規定(2010年12月17日法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品が投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08/356を出した。
- 通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- 通達2009/65/ECを実施する2010年12月17日法は、U C I T Sの合併に関する一定の規定(下記A.)とともに、マスター/フィーダー構造の設定可能性(下記B.)をルクセンブルグ法に導入している。

- A. 2010年12月17日法は、UCITS(またはそのサブ・ファンド)の国境を越える合併または国内の合併に関して、その法的形態にかかわらず新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年12月17日法に従い、CSSFは、2010年12月17日法の一定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年12月17日法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パート ファンド/UCI

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年12月17日法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年12月17日法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、またはECの地域規模もしくは世界規模の公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、オープン・エンド型UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、当該UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年12月17日法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年12月17日法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。2010年12月17日法第16章の規定に服する管理会社は、AIFを運用するために、または活動範囲の限られた非AIFMであり続けるために、AIFMとしての認可を求めることができる(さらなる詳細については、以下 項を参照のこと。)

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年12月17日法第15章が適用される(以下を参照のこと。)

1.4.1. 2010年12月17日法第16章に従う管理会社

2010年12月17日法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年12月17日法第125-2条の適用を害することなく、2010年12月17日法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

() AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ヴィークルの運用を行うこと。

() AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年12月17日法第89条第2項に規定する範囲

の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。

() その運用資産が2013年7月12日法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない—または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- C S S Fに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
- 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
- C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年7月12日法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年7月12日法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ヴィークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年12月17日法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年12月17日法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年12月17日法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの—または複数の業務をかかるとして管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年12月17日法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる—または複数の業務をかかるとして管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを選任せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の—または複数のAIFを運用する2010年12月17日法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年7月12日法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年7月12日法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年12月17日法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年7月12日法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年12月17日法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年7月12日法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年12月17日法第129条第5項に該当する管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年12月17日法第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年12月17日法第16章に定められる活動を中止する場合。
b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
d) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
e) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年12月17日法第15章に従う管理会社

2010年12月17日法第101条ないし第124条は、2010年12月17日法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年12月17日法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年12月17日法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年12月17日法別表 に列挙されている業務を含む。

(注)当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
管理会社は、2010年12月17日法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該UCIまたはUCIの種類に関して、2010年12月17日法第129条第5項の規定する意味において、十分に良好な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年12月17日法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合

(e) 2010年12月17日法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合

(f) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

管理会社が、(2010年12月17日法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を取り消す前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(10) CSSFは、一定の適格保有を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報および保有額に関する情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の適格保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が満たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によりUCITSまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限を委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をしてはならない。

(16) 事業活動の遂行に際し、2010年12月17日法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年12月17日法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の公用語または複数の公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

(18) 2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年12月17日法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年12月17日法第6章の要件のみに従うものとする。

(19) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(20) 2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年12月17日法の効力発生後、CSSFは、2010年12月17日法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年12月17日法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己管理型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。同通達の目的は、2010年12月17日法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わる新たな通達であるCSSF通達12/546を発行した。この新たな通達は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のためのすべての条件を一つの通達内に含み、CSSF規則10-4の一定の原則を詳述する。

同通達は非常に詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および/または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向

または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。

- 一般的規則として、管理会社および/または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社/自己管理型投資法人と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社/自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人またはリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社/自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従い、その一または複数の権限の委任を認められるため充足するべき条件、管理会社/自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社/自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限を委任された者が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類が記載されている。管理会社/自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されており、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかける企業に対し委託することができる。

2. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法令

2.1.1. 1915年法

1915年8月10日商會社法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2010年12月17日法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

() 設立者の身元

() 会社の形態および名称

() 本店の所在地

() 会社の目的

() 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 発行時に払込済の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法に対する最近の改正により、現物出資による増資については、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品を出資する場合は、承認された法定監査人の監査報告書を要しないとされている。しかしながら、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

() 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載

(x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記事

(x) 会社の存続期間

(x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. その他の関連する規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10 - 049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10 - 5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11 / 509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12 / 540

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年12月17日法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

1945年10月17日付大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(I M L)に取って代わられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(C S S F)に移管された。

C S S Fの権限と義務は、2010年12月17日法第133条に定められている。

2010年12月17日法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報報告書を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供しよう要求する場合を除く。UCITS以外のUCIは、2010年12月17日法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

2010年12月17日法パート に従うUCIに関しては、上記で言及される年次報告書の公表に関する4か月の期間は6か月に延長され、半期報告書の公表に関する期間は3か月に延長される。

2.1.4. 2010年12月17日法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2010年12月17日法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年12月17日法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

前項に定める条件のほか、また、2013年7月12日法第3条に規定される免除を条件として、2010年12月17日法パート に従うUCIは、2010年12月17日法第88 - 2条第2項a) に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

2010年12月17日法第88 - 2条第2項b) に規定する範囲内において内部運用される、2010年12月17日法パート に従うUCIは、2010年12月17日法第129条第1項に従って要求される認可、および2013年7月12日法第3条に規定される免除を条件として、2010年12月17日法第88 - 2条第2項b) に従って認可されなければならない。

2010年12月17日法パート に従うUCITSは、第1段落に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の監督当局により認可されている場合、CSSFは、2010年12月17日法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年12月17日法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年12月17日法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年12月17日法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年12月17日法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年12月17日法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされてい

る。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年12月17日法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2010年12月17日法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年12月17日法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定している。

2010年12月17日法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136(C S S F通達08/348により改正済)に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2010年12月17日法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年12月17日法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは約款または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内に後が見付からない場合

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年12月17日法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を選任するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年12月17日法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税(droit d'apport)

2002年12月20日法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2010年12月17日法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税(taxe d'abonnement)

2010年12月17日法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年12月17日法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年12月17日法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は—または複数の機関投資家によって保有されなければならない。

2010年12月17日法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年12月17日法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証券(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年12月17日法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。()2010年12月17日法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ヴィークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。)および()従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年12月17日法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のようなUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - ()その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所または別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - ()一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「2007年2月13日法」という。)を採択した。

2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年2月13日法の下で設定されたヴィークルと2010年12月17日法に従うUCIをさらに区別するため、2007年2月13日法では、前者を「専門投資信託」と称している。

上記1.に記載するとおり、2007年2月13日法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年7月12日法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年2月13日法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、()2007年2月13日法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および()2007年2月13日法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

1. 範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年2月13日法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通し、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行うか、またはSIFへ

の投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ヴィークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年12月17日法パート と同様に、2007年2月13日法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年2月13日法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

2007年2月13日法は、特に、契約型投資信託および変動資本を有する投資法人について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記 1.2.1.項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・ 投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記 1.2.2.項を参照のこと。

2007年2月13日法に基づき、SICAVは、2010年12月17日法に従うSICAVの場合のように公開有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、2007年2月13日法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、有限責任パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年2月13日法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年2月13日法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

2010年12月17日法および2007年2月13日法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年12月17日法および2007年2月13日法に従う投資信託(UCI)の運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。

3.1.3. 資本構造

2007年2月13日法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年12月17日法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年12月17日法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年2月13日法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年12月17日法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年2月13日法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実に照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年12月17日法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年12月17日法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年2月13日法の改正前、2007年2月13日法は、設立された月の翌月内にCSSFに認可申請書が提出されることを条件として、規制当局の承認を得る前にSIFを設立することができると定めていた。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができた。2007年2月13日法の改正により、新たなSIFまたは既存のSIFの新たなサブ・ファンドはその運用開始前にCSSFの承認を得ることが必要となった。

4.2. 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が海外に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。AIFとしての資格を有するSIFの保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合は、ルクセンブルグに支店を有しなければならない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、以下のV.2項に詳述される、2013年7月12日法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年7月12日法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または上記の2013年7月12日法第24条に従い発行者もしくは非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者もしくは非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、以下のV.2項に詳述される、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

2007年2月13日法は、保管受託銀行に対し、2010年12月17日法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供するべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年2月13日法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.5. リスク管理システムおよび利益相反に関する方針

2007年2月13日法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年12月17日法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年2月13日法は、2010年12月17日法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

オルタナティブ投資ファンド運用会社に適用される新たな制度

ルクセンブルグで設立され、集合ポートフォリオ運用業務を提供する運用会社は、A I F M Dが変更された場合、U C I T Sの規定と合わせて、異なる規制上の制度を利用することが可能となる。

1. A I F M

2013年7月12日法の範囲内に該当し、かつ最低限度額を超える資産を有するA I Fを運用し、かつ/またはA I Fの管理会社として行為するすべての運用会社は、A I F Mとして認可される必要がある。最低限度額を下回る資産を有するA I Fを運用し、かつ/またはA I Fの管理会社として行為する運用会社は、A I F M DによってA I F Mに付与されるE U パポートの利益を得るため、かかる制度に参加することができる。

A I F M Dによって課される継続中の義務（特定の資本要件および自らの資金要件、適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組みならびに報告義務等）の大半は、U C I T S 通達によってU C I T S 管理会社に課される義務と類似している。

A I F Mの権限の一部の委託は、規制当局への事前通知および適切な開示を条件として許可されている。ただし、A I F Mは、連絡機能のみを有する機関となることはできない。ポートフォリオ運用およびリスク管理の委託は、() 資産運用について認可され、登録された会社に対してのみ行うことができ、また、() 当局間の協力が確保されなければならない。() の条件が充足されない場合、A I F Mの所在加盟国の当局による事前の承認を取得しなければならない。同様の条件に従って、再委託が許可されている。

2. A I F Mとしても認可されているU C I T S 管理会社

これらの管理会社は、U C I T S およびA I Fを運用し、またこれらの管理会社として行為することを許可されている。

3. その他の管理会社

その他の管理会社は、ある部分において（2013年7月12日法に基づき廃止された）2010年12月17日法第16章に基づく、現在のU C I（すなわち、非U C I T S）管理会社に相当するが、広範な種類の活動を行う管理会社である。かかるU C I 管理会社は、要約すると、以下を行うことができる。

- A I Fとしての適格性を有しないあらゆる種類の投資ヴィークル（規制されているか否か、またはルクセンブルグもしくは外国の投資ヴィークルであるか否かを問わず、A I F M Dに基づくA I Fの定義に該当しない投資ヴィークルを含む。）の運用会社または管理会社として行為すること。
- A I F M Dの完全な適用対象となる一または複数のF C P、S I C A VまたはS I C A Fの管理会社として行為すること（ただし、管理会社が、A I F M Dの完全な適用対象となる当該A I Fのために完全に認可されたA I F Mを指名した場合に限る。）。
- 総資産が2013年7月12日法およびA I F M Dによって規定される最低限度額を下回るA I Fの運用会社または管理会社として行為すること。運用下にある総資産が最低限度額を超過する場合、または運用会社がA I F M制度へ参加する意向を有する場合、管理会社は、()（上記2.のとおり）A I F Mとしての認可を求めなければならない、および()

上記(a)に基づく活動(非AIFの運用)は、AIFMによって行われることが許可されていない活動であるため、当該活動を中止する。

V. 保管受託銀行に適用される新たな制度

1. 2013年7月12日法は、AIFMDの完全な適用対象となるAIFに関して新たな保管受託制度を導入する一方、AIFMDの完全な適用対象とならないファンドに関する現行の制度を維持する。
 - ・ 2013年7月12日法は、関連するAIFMD規定を変更することによって新たな保管受託制度を導入し、当該制度は、2013年7月12日法の完全な適用対象となるAIFの保管受託銀行のみを対象とする。
 - ・ わずかな調整(例えば、投資会社およびEU圏外のルクセンブルグの支店)を条件として、2013年7月12日法は、2013年7月12日法の完全な適用対象とならないパートファンドおよびSIFに関する現行の保管受託制度を維持する。
2. 2013年7月12日法は、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。
 - ・ 2013年7月12日法は、金融機関以外に、資産の専門保管受託銀行を導入する。

1993年法に従って行われる、かかる新たな金融セクターの特殊な専門機関(以下「PSF」という。)の活動は、()当初の投資が行われた日から5年間に亘ってクローズド・エンド型である、および()AIFMD第21条第8項(a)に規定する範囲において保管される資産に通常投資しない、または、通常、発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する監督権を獲得しようと試みるファンドのための保管受託業務を提供するものとして定義される。

かかる活動は、PSFの通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。
 - ・ 前項に記載される新たでかつ特殊なPSFに加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(現行の保管受託制度において)ルクセンブルグで設立された信用機関であるが、AIFMD第21条第3項(b)および2013年7月12日法第19条第3項の要件、ならびに、特に2013年7月12日法第19条第3項i)に規定される以下の追加の要件を充足するルクセンブルグで設立された投資会社でもある。
 - 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
 - 投資会社は、法人であること。
 - 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
 - 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
 - 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。
3. AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年7月12日法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

2013年7月12日法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年7月12日法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

 - AIFの資産の保護預かり義務
 - AIFのキャッシュ・フローを監視する義務、および
 - 監督業務

保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当に遅滞することなく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。

さらに、保管受託銀行は、2013年7月12日法に基づくその義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

AIFの販売および運用に関するEUの国境を越えるパスポート

EUにおけるAIFの証券またはパートナーシップ持分のAIFMによる販売およびクロス・ボーダーベースのEUにおける当該AIFの運用は、ルクセンブルグで設立されたAIFMによって運用されるAIFの場合、2013年7月12日法第6章の規定に準拠し、また、その他の加盟国または第三国で設立されたAIFMによって運用されるAIFの場合、通達

2011/61/EU第6章および第7章の規定に準拠する。なお、AIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記AIFMD第66条第3項の適用に従う。

[次へ](#)

< 訂正後 >

(2014年12月付)

<u>定義</u>	
1915年法	1915年8月10日商會社法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年12月20日法	投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(<u>2012年7月1日を効力発生日として2010年12月17日法が継承</u>)
2007年2月13日法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年12月17日法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年7月12日法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。)
A I F	<u>2013年7月12日法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド</u>
A I F M	<u>2013年7月12日法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社</u>
A I F M D	通達2003 / 41 / E C および通達2009 / 65 / E C ならびに規則 (E C) 1060 / 2009 および規則 (E U) 1095 / 2010 を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U
A I F M R	<u>適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U を補足する2012年12月19日付委員会委任規則 (E U) 231 / 2013</u>
C E S R	<u>欧州証券市場監督局に置き換わった欧州証券規制当局委員会</u>
C S S F	<u>ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会</u>
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	<u>欧州証券市場監督局</u>
E U	欧州連合 (E E C の継承機関である E C を吸収)
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年12月17日法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U 加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である E U 加盟国以外の国で、当該契約および関連する法律に定める制限内で E U 加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	<u>メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン</u> (特に <u>U C I T S</u> 通達をルクセンブルグ法において導入する) 2010年12月17日法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「 <u>U C I T S</u> 」と称する。
パート ファンド	2010年12月17日法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	<u>リスク・キャピタルに投資する投資法人</u>
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年12月17日法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 通達または 通達2009 / 65 / E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (U C I T S) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009 / 65 / E C (改正済)
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年12月17日法第15章に基づき認可を受けた管理会社

一. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の一定の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS 通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた。

2002年12月20日法は、通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(UCITS 通達を改正し、以下「UCITS 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に置き換わった。

2010年12月17日法は、UCITS 通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年12月20日法に置き換わった。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、機関投資信託に関する1991年法に置き換わった。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ヴィークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として分類されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家には、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年2月13日法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化した2013年7月12日法が公布された。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ヴィークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

上記の結果、2013年7月12日法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するだけでなく、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年12月17日法、2007年2月13日法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。本概要ではSICARについては簡単に触れるのみとする。

2013年7月12日法により導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ヴィークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ヴィークル)と、()AIF(いずれの場合においてもAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年7月12日法およびAIFMDにおいて規定される最低限度額を下回る投資ヴィークルとを区別することを主に目的としている。

2010年12月17日法第16章の改正を通じて、2013年7月12日法により、非UCITSの管理会社および非AIFMDの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDひいては2013年7月12日法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年7月12日法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMDに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMDが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年7月12日法は、かかるAIFMDに適用される。

Ⅰ. ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

1. 一般規定

1.1. 2010年12月17日法

2010年12月17日法は、UCITSをパート で、UCIをパート でそれぞれ区別して取り扱っており、全体として以下の5つのパートから構成されている。

- パート UCITS（以下「パート 」という。）
- パート その他のUCI（以下「パート 」という。）
- パート 外国のUCI
- パート 管理会社
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2. 2007年2月13日法

2007年2月13日法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分かれている。

- パート 専門投資信託に適用される一般規定
- パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されたAIFMにより運用される専門投資信託に適用される特別規定

1.3. 2013年7月12日法

2013年7月12日法は主にAIFMの運営および認可制度を取り扱っている。規定の一部はAIFにも直接適用される。さらに、詳細な規定が、マーケティングと第三国規則を取り扱っている。

2. 法的形態

2010年12月17日法パート およびパート に従う投資信託ならびに2007年2月13日法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment company)
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

会社型投資信託および契約型投資信託は、2010年12月17日法（パート ファンドおよびパート ファンド）、2007年2月13日法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設立されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCP自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心としている。

3.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者の責任は、それぞれの出資額に限定される。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPの関係は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法ならびにUCITSおよびパート ファンドに関しては2010年12月17日法またはSIFに関しては2007年2月13日法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家はFCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産額（約款にその詳細が記載されることが規定されている。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、端数受益証券登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年12月17日法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年12月17日法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として1か月に2度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年12月17日法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML通達91/75(改正済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として1か月に1度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設定することもできる。

SIFに関しては、受益証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに約款において決定される。したがって、SIFは取得および買戻しの両面においてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの配分方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年12月17日法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年12月17日法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定し得る旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとしての適格性を有しているFCPの認可が得られてから6か月以内に、またSIFとしての適格性を有しているFCPの認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

上記の最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、パート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外規定に従う。)は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を定めることができ、ファンドの純資産額に基づかないこともある。SIFの純資産額は少なくとも年に1度は決定されなければならない。

- 約款には以下の事項が記載される。

- (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
- (c) 配分方針
- (d) 管理会社がFCPに請求する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 保管受託銀行

約款に定められ、CSSFに承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行自体またはその指定する者がFCPの有するすべての資産を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、またはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パート FCPについては、保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。一定の場合、パート FCPまたはSIF FCPの保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の投資会社である場合があり、また、第三国に登録事務所を有しルクセンブルグで設立される場合もある。

さらに、FCPの保管受託銀行は、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有せず、かつ、その中核的な投資方針に従い、()原則として2013年7月12日法第19条第8項a)に従った保管義務のある資産に投資せず、または()原則として2013年7月12日法に規定する範囲内の発行者もしくは非上場会社に対する潜在的支配権を獲

得するためにかかる発行者もしくは非上場会社に投資する場合、一定の条件に従い、1993年法第26 - 1条に規定する範囲内の金融商品を除いた資産の専門保管受託銀行の地位を有するルクセンブルグ法人となることも可能である。

これに加えて、保管受託銀行は、パート F C Pおよびパート F C Pに関して以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

2010年12月17日法および2007年2月13日法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社の所在加盟国が、2010年12月17日法パート に基づくF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年12月17日法およびその他の適用される法令に従いその権限を遂行し得るために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または義務の不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行為しない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、資産の全部または一部の保管を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

2010年12月17日法パート または2007年2月13日法パート の対象のF C P(すなわちA I Fとしての適格性を有しているもの)には、特別なA I F M D保管受託銀行規則が適用される(項を参照のこと。)。

(注) すべてのパート ファンドは、2013年7月12日法に規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している。

3.1.4. 管理会社

2010年12月17日法または2007年2月13日法の対象であるか否かにかかわらず、F C Pは管理会社により管理されなければならない。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年12月17日法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年12月17日法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用する権限のあるA I F Mとしても認可を受けることができる(さらなる詳細については、以下 .3.1項を参照のこと。)。

3.1.5. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびS I Fについて、管理会社による委託は、別途の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または認可された販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなされていないなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年12月17日法および2007年2月13日法に規定されている会社の形態で設立することができる。

会社型の投資信託は、1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonyme)として設立されていることが多い。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人

3.2.1.1. 2010年12月17日法に基づくS I C A V

2010年12月17日法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託としてU C I T SおよびU C Iを設立することができる。

2010年12月17日法の下で、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

3.2.1.2. 2007年2月13日法に基づくS I C A V

公開有限責任会社の形態に加え、2007年2月13日法は、S I C A Vが株式有限責任パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立された共同会社といった形態をとることを認めている。2007年2月13日法におけるS I C A Vの目的は、投資リスク分散を目指してその資金を資産に投資し、情報に精通した投資家に資産運用の利益を提供することのみである。規約は、資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定している。

2007年2月13日法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年2月13日法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3. 2010年12月17日法および2007年2月13日法に基づくS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年12月17日法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含む、2010年12月17日法パート の対象となっているすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、それぞれ60万ユーロおよび250万ユーロを上限に引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、125万ユーロ以上の株式資本の処分を行う必要がある。かかる最低額はS I C A V認可後6か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fに関して、資本剰余金またはパートナーシップ持分への拠出額により増加したS I C A Vの発行済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達成されなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロを上限に引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- 取締役の選任およびその変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えることなく、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回、S I Fについては最低年に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

3.2.2. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

最低限度額を下回るA I F Mが管理するパート ファンドおよびパート ファンドの保管受託銀行(以下 .1.5項を参照のこと。)の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。

- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社がルクセンブルグの管理会社でない場合、保管受託銀行は、2010年12月17日法およびその他の適用される法令に従いその権限を遂行し得るために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、投資家に対し、義務不履行または義務の不適切な履行の結果、投資家が被った損失につき責任を負う。

認可対象であるA I F Mにより管理されるパート ファンドおよび2013年7月12日法に規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有しているS I Fについては、.1.5項に記載するA I F M D保管受託銀行規則の適用がある。

すべてのパート ファンドは、2013年7月12日法に規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している。

3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年12月17日法第15章(U C I T S)または第16章(パート ファンドおよびS I F)のいずれかに服する管理会社により管理される。

3.2.4. 関係法人

上記 .3.1.5項「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年12月17日法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請には、最低でもS I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月を超えて活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年12月17日法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

(2) .3.2項(4)、(5)および(6)に定める規定は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のための資産運用の委任を受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引および当初資本金によ

る投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有することを求める。とりわけ、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010年12月17日法および2007年2月13日法

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

2010年12月17日法および2007年2月13日法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CS SFは、2010年12月17日法および2007年2月13日法に従うUCIの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCS SF通達12/540を発行した。同通達に従い、運用開始前および再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するCS SFの承認は、最長18か月間有効である。

4.1.2. 2010年12月17日法に基づく投資口の発行および買戻し

規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。2010年12月17日法の対象であるS I C A Vの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCS SF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3. 2007年2月13日法に基づく投資口の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性と別は、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年12月17日法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年2月13日法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年12月17日法に従うS I C A VまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産額に基づくことを要求されない。したがって、2007年2月13日法の下で、S I Fは、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産額を下回る価格で投資口を買戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2. 1915年法

1915年8月10日商社会法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2010年12月17日法または2007年2月13日法により明示的に適用除外されていない限り)投資法人に対して適用される。

4.2.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

() 設立者の身元

() 会社の形態および名称

() 本店の所在地

() 会社の目的

() 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- () 株式の形態(記名式、無記名式または無券面の形態)
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- (注) 1915年法により、現物出資による増資については、規制市場で取引されている適な譲渡性のある有価証券および短期金融商品を出資する場合は、承認された法定監査人の監査報告書を要しないとされている。しかしながら、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること。
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること。

4.2.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

10. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSの概要

2010年12月17日法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年12月17日法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年12月17日法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託(受益証券の証券取引所での価格がその純資産額と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年12月17日法第40条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年12月17日法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSおよび/または通達2009/65/EC第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、C S S FがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。

- かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指標、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証され得る日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年12月17日法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。かかる投資法人または管理会社はまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。投資法人または管理会社は、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、こうした業務によりUCITSをその設立文書に掲げる投資目的から逸脱させてはならない。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生じる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産の価値の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件を満たす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)に記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こり得る結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産額が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なりリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年12月17日法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使し得るような議決権付株式を取得してはならない。

(b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() (2010年12月17日法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、2項の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールの及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表章する額を、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表章する額を借入れることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行つてはならない。
- 2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。
- 通達08/339は、2002年12月20日法の関連規定(2010年12月17日法の対応する規定により置き換えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従つて特定の金融商品が投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。
- 通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- 通達14/592は、ETFおよびETFを取り扱うその他のUCITSの問題、金融デリバティブ商品の使用、UCITSの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するESMAガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。
- 通達2009/65/ECを実施する2010年12月17日法は、UCITSの合併に関する一定の規定(下記A.)とともに、マスター/フィーダー構造の設定可能性(下記B.)をルクセンブルグ法に導入している。
- A. 2010年12月17日法は、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関して、その法的形態にかかわらず新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のU

C Iには適用されない。2010年12月17日法に従い、C S S Fは、2010年12月17日法の一定の規定を明確化したC S S F規則10 - 05を採用している。

- B. U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S (以下「マスター」という。)に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年12月17日法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. U C I T S管理会社/第15章に従う管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年12月17日法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年12月17日法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年12月17日法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

1915年法の規定は、2010年12月17日法が適用除外を定めない限り、同法第15章に基づく管理会社にも適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のU C Iの運用であって、管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年12月17日法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての投資顧問業務ならびにU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、ルクセンブルグに登録事務所を有し、2010年12月17日法第15章に基づき認可を受けた管理会社は、2013年7月12日法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fからも事前に取得している場合、A I F M Dに規定する範囲内のA I FのA I F Mとして選任されることができる。

A I F Mとしての活動を行う管理会社は、2013年7月12日法別表 に記載される活動および2010年12月17日法第101条に基づく認可に従うU C I T Sの運用に関する追加的活動にのみ従事することができる。

(注) 当該リストには、ポートフォリオ運用およびリスク管理からなる投資運用ならびにA I F MがA I Fを共同して運用する上で別途行う可能性のある「その他の業務(管理事務、販売業務およびA I Fの資産に関する活動等)」が含まれている。

A I Fに関する運用活動において、かかる管理会社は、金融商品に関する注文の受領および取次ぎを含む、2013年7月12日法第5条第4項に規定する範囲内の非中核的活動も提供することができる。

- (7) かかる管理会社はいわゆる「管理会社パスポート」を用いて、その活動をクロス・ボーダーベースで行うことができる。

- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年12月17日法第129条第5項の規定する意味において、十分に良好な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年12月17日法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合
- (e) 2010年12月17日法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合
- (f) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

管理会社が、(2010年12月17日法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を取り消す前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報および保有額に関する情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の適格保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が満たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)、(8)および(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によりUCITSまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

（注）上記により当該管理会社は、ルクセンブルグにおける投資家補償スキームへの加入を義務付けられている。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてが充足されなければならない。
 - a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限を委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をしてはならない。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年12月17日法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
 - (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年12月17日法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の公用語または複数の公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(7) 管理会社は、1993年法第1条に規定する範囲の専属代理店を選任することができる。

管理会社が専属代理店の選任を決定した場合、同管理会社は、2010年12月17日法で許容される活動の範囲内で、1993年法第37 - 8条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に従わなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年12月17日法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年12月17日法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03 / 108に記載され(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSSF通達05 / 185により補足された。

CSSF規則10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年12月17日法の効力発生後、CSSFは、2010年12月17日法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年12月17日法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己管理型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSSF通達11 / 508を発行した。CSSF通達11 / 508の目的は、2010年12月17日法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03 / 108、CSSF通達05 / 185およびCSSF通達11 / 508に置き換わる通達12 / 546を発行した。

CSSF通達12 / 546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持に関連する条件を一つの通達内に含み、CSSF規則10 - 4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12 / 546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および/または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および/または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社/自己管理型投資法人と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社/自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人またはリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。

- 通達では、管理会社 / 自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従い、その一または複数の権限の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社 / 自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社 / 自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限を委任された者が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が記載されている。管理会社 / 自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグにおけるUCITSの認可・登録および監督

4.1.1. UCITSの認可および登録

2010年12月17日法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのCS SFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CS SFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCS SFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CS SFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCS SFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CS SFの権限と義務は、2010年12月17日法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

2010年12月17日法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCS SFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券 / 投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)

- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

() 公募または販売の承認

2010年12月17日法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年12月17日法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年12月17日法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の監督当局により認可されている場合、CSSFは、2010年12月17日法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年12月17日法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年12月17日法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年12月17日法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年12月17日法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年12月17日法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売用資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書に記載すべき情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年12月17日法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年12月17日法第153条は、完全な目論見書の**本質的**部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、一般に公開されることを予定しておらず、もっぱらU C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fのみによる使用を目的として発行される。

() 財務報告書の提出

2010年12月17日法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定している。

2010年12月17日法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136(C S S F通達08/348により改正済)に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2010年12月17日法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

4.3. 税制

4.3.1. ファンドの税制

4.3.1.1. 資本税(droit d'apport)

2002年12月20日法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2010年12月17日法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

4.3.1.2. 年次税(taxe d'abonnement)

2010年12月17日法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年12月17日法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年12月17日法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は一または複数の機関投資家によって保有されなければならない。

2010年12月17日法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年12月17日法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証券(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年12月17日法第175条はまた、以下のものについて、年次税の免税を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表章される資産の価値(ただし、かかる受益証券/投資口は、既に2010年12月17日法第174条に規定されている年次税の対象となっているものとする。)
- b) UCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントで、下記条件に該当するもの
 - () その受益証券が機関投資家に保有され、
 - () その唯一の目的が短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - () 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合
 - UCIまたはコンパートメントに複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、機関投資家に保有されるクラスの証券のみに適用される。
- c) UCIまたはそのコンパートメントで、その投資口または受益証券が()1名以上の雇用者による主導の下で
 - 同社従業員のために開設された、企業退職年金のための機関または同様の投資ヴィークル、および()従業員に退職金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する1名以上の雇用者の会社によって保有されるもの
- d) 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- e) 以下のようなUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - () その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所または別の規制市場において上場または取引されているもの
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの
 - UCIまたはコンパートメントに複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、上記()の条件を充足するクラスのみに適用される。

4.3.2. 日本の投資主または受益者/非ルクセンブルグ居住者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

4.4. 清算

4.4.1. 投資信託の清算

2010年12月17日法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは約款または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内に後が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
(注) 純資産額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.4.2. 清算の方法

4.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年12月17日法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を選任するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.4.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年12月17日法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公布された。

() 2013年7月12日法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、(当該A I F Mが2013年7月12日法の適用外である場合を除き) 2013年7月12日法を遵守しなければならない。A I Fは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)として定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) U C I T S 通達に基づき認可を必要としない投資信託

() 2013年7月12日法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。)

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

() その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F

() レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

(それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記() b)に基づき2013年7月12日法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない。2013年7月12日法の適用が除外されるA I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。2013年7月12日法の適用が除外されるA I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも1年に1度)提供しなければならない。2013年7月12日法の適用が除外されるA I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるAIFMは、AIFMDパスポートによる恩恵を受けることはなく(下記1.6項を参照のこと。)、したがって、パートファンドまたはSIFの販売は引き続き各国の私募規則に服する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM(すなわち、EU圏外のAIFM)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年7月12日法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF(すなわち、EU圏外のAIF)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。ただし、EU圏のAIFの運用またはEU圏外のAIFのルクセンブルグ内での販売を予定するEU圏外のAIFMは、2013年7月12日法第58条第5項に規定される要件を遵守しなければならない。

1. 2013年7月12日法に基づくAIFMおよび保管受託銀行制度

1.1. AIFM

1.1.1. AIFMの概要

AIFとしての適格性を有するルクセンブルグのファンドは、認可を受けたAIFMによって運用されなければならない。ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

- a) AIFに選任された法人またはAIFに代わって選任された法人で、かかる選任により、AIFの運用に責任を負う「外部AIFM」
- b) AIFの法的形態が内部運用を認める場合およびAIFの運営組織が外部AIFMを選任しないと選択した場合には、AIF自身(その場合、AIF自身である「内部AIFM」は、AIFMとして認可されている必要がある。)

内部運用されるAIFは、2013年7月12日法別表に定める当該AIFの内部運用業務以外の業務に従事してはならない。

外部AIFMは、2013年7月12日法別表に定める業務およびUCITS 通達に基づく認可を条件とするUCITSの追加的運用以外の活動に従事してはならない。

前項とは別に、外部AIFMはさらに以下の業務を提供することができる。

- a) 投資家からの委託に従い、顧客毎の一任ベースで行う投資ポートフォリオ(通達2003/41/EC第19条第1項に従った年金基金および企業退職金機関が保有するものを含む。)の運用
- b) 以下の業務から構成される付随的業務
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の受益証券または投資口に関連する保管および管理
 -) 金融商品に関する注文の受領および取次ぎ

AIFMは、2013年7月12日法第2章に基づき、以下の業務を提供する権限を有しないものとする。

- a) 前項に記載する業務のみ
- b) 前項a)に記載する業務について権限を有しない状態での、前項b)に記載する付随的業務
- c) AIF資産に関連する管理、販売および/またはその他活動のみ
- d) リスク管理業務を提供しないで行うポートフォリオ運用業務(逆もまた同様)

1.1.2. AIFMの認可

ルクセンブルグ内で設立するAIFMが事業を開始するためにはCSSFの認可を必要とする。

認可申請書には、以下の情報を記載するものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に実施する者に関する情報
- b) 一定の適格保有を有するAIFMの株主またはメンバー(直接的または間接的、自然人または法人を問わない。)の身元に関する情報および保有額に関する情報
- c) AIFMの組織構成を規定する業務プログラム(2013年7月12日法の第2章(「AIFMの認可」)、第3章(「AIFMの運営条件」)、第4章(「透明性要件」)、および(該当する場合)第5章(「特定の種類のAIFを運用するAIFM」)、第6章(「EU圏のAIFMが欧州連合圏内でEU圏のAIFを販売し運用する権利」)、第7章(「第三国に関連する特別な規則」)および第8章(「個人投資家への販売」)に基づく自己の義務の遵守をAIFMがいかに企図しているかに関する情報を含む。)
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託および再委託に関してなされた取決めにに関する情報

さらに、認可申請書には、AIFMが2013年7月12日法第6条の規定どおりに管理することを目的としているAIFに関する情報を記載するものとする。

認可の付与により、AIFMは、特にCSSFが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちCSSF宛に通知する義務を有することとなる。

1.2. AIFMとしても認可されている管理会社

以下の事業体は、AIFMとしての適格性を有する可能性がある。

- (a) 2010年12月17日法第15章に基づく管理会社
- (b) 2010年12月17日法第16章（第125 - 1条および第125 - 2条）に基づく管理会社
- (c) 2010年12月17日法パート に基づき内部運用されているUCI
- (d) 2007年2月13日法に基づき内部運用されているSIF
- (e) 2004年6月15日法に基づき内部運用されているSICAR
- (f) 2013年7月12日法に基づき規制されるAIFMの地位を採用する予定のその他ルクセンブルグの事業体。以下の事業体は当該地位を得なければならない。
 1. 2010年12月17日法、2007年2月13日法または2004年6月15日法に基づく規制を受けないAIFに運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 2. AIFとしての適格性を有している内部運用されているルクセンブルグの事業体であって、2010年12月17日法、2007年2月13日法または2004年6月15日法に基づく規制を受けないもの。

1.2.1. 「第15章に基づくAIFM」

2010年12月17日法第101条を条件とする、第15章に基づく管理会社の主要業務は、UCITS 通達に従い認可を受けたUCITSの運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登録事務所を有しており、かつ2010年12月17日法第15章に基づきCSSFから認可された管理会社は、CSSFから2013年7月12日法第2章に基づくAIFMとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、AIFMDの定めるAIFのAIFMとしても選任されることがある。後者は、2013年7月12日法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

AIFMとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、第 章3.1を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

第16章に基づく管理会社は、管理会社およびAIFのAIFMとして行為することができる。2010年12月17日法の第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件および実施可能な業務について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年12月17日法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年12月17日法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ヴィークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一もしくは複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一もしくは複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年12月17日法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年7月12日法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年7月12日法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年7月12日法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ヴィークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年12月17日法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年12月17日法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年12月17日法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの一または複数の業務をかかせる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C Iが運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(1)A()の活動を行う2010年12月17日法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる一または複数の業務をかかせる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを選任せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年12月17日法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年7月12日法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年7月12日法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年12月17日法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年7月12日法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年12月17日法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年7月12日法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年12月17日法第129条第5項に該当する管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の少数株主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年12月17日法第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年12月17日法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3. 委託

2013年7月12日法に基づき、A I F Mは、自己に代わって業務を遂行する任務を第三者に委託することができるが、当該委託の取決めの発効に先立ち、委託の企画をC S S Fに通知しなければならない。2013年7月12日法第18条に従い、下記条件が充足されなければならない。

- (a) A I F Mが自らの委託構造全体について客観的な理由をもって正当化できること。
- (b) 受任者は各任務を遂行するにあたり十分なリソースを充当しなければならず、かつ当該受任者の事業を実質的に指揮する者は優れた評価を得ており、かつ十分な経験を有する者でなければならない。
- (c) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するものである場合、当該委任は、資産管理を目的として認可または登録された事業者のみに与えられるものであり、かつC S S Fの監督下に置かれるものでなければならないが、当該条件を充足することができない場合にはC S S Fの事前承認のみが必要となる。
- (d) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するもので、第三国の事業者にも与えられるものである場合、上記c)の要件に加え、C S S Fと当該事業者の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- (e) 委託によってA I F Mによる監督の実効性が阻害されてはならず、特に、A I F Mが投資家の最善の利益になるように行うことまたはそのようにA I F Mが運営されることを阻害してはならない。
- (f) A I F Mは、当該受任者が適格であって対象業務を引受ける能力を有していること、当該受任者が相当の注意をもって選出されたことを証明するとともに、A I F Mが委託された業務を常に有効に監督でき、常に受任者に追加指示をすることができ、かつ、投資家の利益になる場合には当該委託を直ちに有効に取消す立場にあることを証明できなければならない。

A I F Mは、継続的に、各受任者から提供された業務を精査しなければならない。

- (注) A I F Mは最初から、当該第三者が十分なリソースを有していること、委託された任務を適切に遂行するために必要な技術、知識および経験を有した十分な人材を採用すること、さらに、委託された任務の履行を支える適切な組織構造を有していることを確認するために、受任者に関するデュー・デリジェンスを確立するものとする。当該デュー・デリジェンス活動は、A I F Mによっても継続的に遂行される。

A I F Mは保管受託銀行、保管受託銀行の受任者またはその他A I F MもしくはA I F投資家の利益と相反する事業体に対し、ポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記制限は、受任者がポートフォリオ管理またはリスク管理を、自己が有するその他潜在的相反リスクから業務上および階層的に分離している場合には適用されないものとする。

A I F MのA I Fに対する責任は、A I F Mが自己の業務の一部を第三者に委託したことまたは再委託により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I Fの管理者であるとみなされなくなるような場合または郵便受け会社(ペーパーカンパニー)であると認識されるような場合、自己の業務のすべてを委託することはできない。

受任者が、A I F Mから委託された業務を再委託しようとする場合、下記条件が充足されなければならない。

- 再委託に先立ったA I F Mによる同意

- A I F Mは、当該委託の実施に先立ち、再委託の取決めの条件についてC S S Fに通知する。
 - A I F Mから受任者(第三者)に対する業務委託に関して上記に規定されるその他すべての条件が充足されなければならない。
- (注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからE U圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。E U圏外の管理者によって最終的に(認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて)運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E U内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

A I F Mは、投資家によるA I Fへの投資に先立ち、自己が運用するE U圏内の各A I FおよびE U圏内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約(または、F C Pの場合は約款)に従って、以下の情報およびその重要な変更を投資家が入手できるようにしなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的に関する説明、ならびにA I Fが自己の投資戦略もしくは投資方針(または両方)を変更することができる手続に関する説明
- 投資を目的として締結済みの契約関係についての主要な法的意味の説明
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査人およびその他業務提供者の身元ならびにこれらの職務および投資家の権利に関する説明
- A I F Mが専門家責任補償の要件を遵守する方法の説明
- 委託された運用業務および保管受託銀行から委託された保管業務の説明、受任者の身元、ならびにかかる委託から生じ得る利益相反の説明
- A I Fの資産評価手続および資産評価についての価格決定方法の説明
- A I Fの流動性リスク管理、買戻しの権利および買戻しの取決めに関する説明
- 直接的もしくは間接的に投資家が負担することになるすべての報酬、手数料および経費、ならびにこれらの最高限度額に関する説明
- A I F Mが投資家の公正な取扱いをいかに確保しているか、また、投資家が優遇措置を受けているまたは優遇措置を受ける権利を取得している場合は、かかる優遇措置の内容、かかる優遇措置を受ける投資家の種類、さらに(関連がある場合)これらの投資家とA I FまたはA I F Mとの法的・経済的つながりについての説明
- 2013年7月12日法第20条に言及される、最新の年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売についての手続および条件
- 2013年7月12日法第17条に従い確定された、A I Fの最新の純資産額またはA I Fの受益証券もしくは投資口の最新市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元、A I Fとプライム・ブローカー間の重要な取決めの説明、これに関する利益相反の管理の仕方、保管受託銀行との契約中のA I F資産の譲渡および再利用に関する規定、さらに、存在する可能性のあるプライム・ブローカーに対する負債の譲渡に関する情報
- A I Fのポートフォリオのレバレッジ利用、リスク特性および流動性管理についての情報がいつどのように定期的に開示されるのかに関する説明

A I Fが自己の目論見書において発表する必要のある情報に対する追加情報に限り、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは投資家に対し、自らが運用するE U圏内の各A I FおよびE U圏内で販売する各A I Fについて、資産の流動性、ファンドの流動性の管理の取決め、および現在のリスク特性に関する情報を定期的に開示しなければならない。

また、A I F Mは、A I Fによるレバレッジ利用に関する情報を開示するとともに、A I Fがさらされるレバレッジの上限の変更、および転担保権またはレバレッジの取決めに基づき認められた保証内容、さらにA I Fが採用したレバレッジの合計額を定期的に開示しなければならない。

1.4.2. 年次報告書

ルクセンブルグ内で設立されたA I F Mは、自らが運用するE U圏内の各A I FおよびE U圏内で販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書を、当該年次報告書で報告する会計年度終了後6か月以内に入手できるようにしなければならない。

年次報告書は、要請があった場合、投資家に提供するとともに、C S S Fおよび適用ある場合には、A I Fの設立地である加盟国が入手できるようにしなければならない。

規制市場における取引を認められているAIFは、通達2004/109/ECに従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならない、さらに、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提示された情報に関する重要な変更(上記1.4.1を参照のこと。)、ならびに会計年度中にAIFMから職員に支払われた報酬総額およびAIFから支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

1.4.3. C S S Fに対する報告義務

2013年7月12日法第22条に従い、AIFMは定期的にC S S Fに報告を行わなければならない。

かかる報告には、AIFMが運用するAIFのために取引する主要投資対象、AIFMが取引する主要市場、およびAIFMが現在取引している主な商品、AIFMが加盟している市場もしくは積極的に取引している市場の情報、ならびにAIFMが運用する各AIFの主要なエクスポートおよび最も重要な投資集中の情報を含むものとする。

AIFMは、自己が運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFに関し、C S S Fに対して以下の情報を提供しなければならない。

- 非流動性に起因する特別な取決めの対象となるAIFの資産割合
 - AIFの流動性管理に関する新たな取決め
 - 市場リスク、流動性リスク、取引先リスクおよび業務リスクを含むその他リスクを管理するためにAIFMが採用しているAIFの現在のリスク特性およびリスク管理システム
 - AIFが投資している資産の主要カテゴリーの情報
 - 2013年7月12日法のリスク管理および流動性管理に関する規定に従い実施したストレステストの結果
- AIFMの報告頻度は、AIFの構造、運用資産額および利用されたレバレッジの水準に基づく。
- AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよびAIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で、AIFMD第3条第2項aおよびbの条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500百万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。
 - 前項に言及される要件の対象となるAIFMの各AIFの運用資産(レバレッジ利用を通じて獲得した資産を含む。)が当該AIFについて合計で500百万ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよび当該AIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で十億ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - AIFMの運用対象であり、かつレバレッジされていない各AIFについて、AIFMの基本投資方針に従い支配権を獲得することを目的として非上場会社および発行者に投資する場合、一年毎に報告を行う。

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、AIFMは要請に応じ、C S S Fに対して、自らが運用しているAIFの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

1.4.4. レバレッジに関する報告

実質ベースでレバレッジを利用しているAIFを運用するAIFMは、自ら運用する各AIFが採用しているレバレッジ全体のレベル、現金または証券の借入れによるレバレッジと金融デリバティブ商品に組込まれたレバレッジの内訳、およびレバレッジ契約に基づきAIFの資産がどの程度再利用されたかに関する情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報には、AIFMが運用している各AIFの借入金または借入証券の上位5つの調達先に関する情報および当該各AIFについて当該各調達先から受けたレバレッジの額を含めなければならない。

C S S Fが、システミック・リスクを効果的に監視するために必要と考える場合、C S S FはAIFMに対し、本第1.4記載の情報のほかに追加情報を、定期的およびその都度、提出するよう要求することができる。

1.5. 保管受託銀行

2013年7月12日法は、AIFMDに規定される範囲内に完全に該当する、新たなAIF向け保管受託銀行制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年7月12日法は、2013年7月12日法の規定の範囲内に完全に該当しないパートファンドおよびSIFについては従前の保管受託銀行制度を維持している。

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

2013年7月12日法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行を導入することで、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

当該新たな金融セクターの特殊な専門機関の業務は、1993年法により、以下のように定義されている。すなわち、() 当初の投資が行われた日から5年間に於いて行使可能な買戻しの権利を持たず、かつ() その基本投資方針に従い、通常2013年7月12日法第19条第8項(a)に従って保管されるべき資産に投資しないか、または、通常、発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する監督権を獲得しようと試みるSIF(2007年2月13日法の規定の範囲内)、SICAR(2004年6月15日法の規定の範囲内)およびAIF(AIFMDの規定の範囲内)の保管受託銀行の機能の提供である。

かかる活動は、金融セクターの特殊な専門機関の通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前項に記載され、かつ上記条件でのみ利用可能な新たな金融セクターの特殊な専門機関に加え、適格性を有する保管受託銀行は通常、(従前の保管受託銀行制度と同様に)ルクセンブルグで設立された信用機関である。また、ルクセンブルグの投資会社は保管受託銀行制度として行為することができるが、以下の条件を充足することが前提となる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保管および管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年7月12日法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2. 義務および責任

2013年7月12日法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年7月12日法に規定される新たな保管受託銀行制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保管義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 一定の監督業務

保管受託銀行自らが行わなければならない監督およびキャッシュ・フロー監視業務と異なり、保管受託銀行は一定の条件に基づき保管業務の全部または一部を委託する権限を有している。

2013年7月12日法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保管の対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当に遅滞することなく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、また、いくつかの例外を条件として、保管受託銀行の責任は、自己の業務の第三者への委託による影響を受けない。

さらに、保管受託銀行は、2013年7月12日法に基づくその義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6. A I Fの国際的な販売および運用

2013年7月12日法の第6章(「EU圏のA I F Mが欧州連合圏内でEU圏のA I Fを販売し運用する権利」)および第7章(「第三国との関連での具体的な規則」)に規定のとおり、認可を受けたA I F Mは、A I F M Dに規定されたパスポート制度に基づき、ルクセンブルグおよびその他加盟国の専門投資家にA I Fを販売することができる。かかる規定はまた、認可を受けたA I F Mが当該A I Fを国際的に運用する場合にも適用される。

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、A I F Mは、A I Fを販売または運用するためにホスト加盟国から認可を取得する必要も、販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を充足する必要もない。

2. 2010年12月17日法および2007年2月13日法を条件としたルクセンブルグのUC Iの導入

2.1. 2010年12月17日法に基づくパート ファンド

2.1.1. 概要および範囲

上記のとおり、すべてのパート ファンドは2013年7月12日法の定めるA I Fとして適格である。2010年12月17日法第3条は、同法第2条のUC I T Sの定義に該当するものの、2010年12月17日法のパート に該当するUC I T Sの適格性を有さず、パート として規制されるファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUC I T S
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUC I T S
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売し得るUC I T S

- 2010年12月17日法第5章に規定する規則を適用することがその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年12月17日法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年12月17日法第96条第1項に従い決定される。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

I M L通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、またはE Cの地域規模もしくは世界規模の公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、オープン・エンド型U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、当該U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

2.1.3. 管理会社およびA I F M

すべてのパート ファンドは単独のA I F Mによって運用されなければならないが、かかるA I F Mは、ルクセンブルグ内に設立され、2013年7月12日法第2章に基づき権限を得ているA I F Mまたはその他加盟国もしくは第三国に設立され、通達2011/61/EU第 章に基づき権限を得ているA I F Mであるものとする。

パート ファンドは、2013年7月12日法により、()当該パート ファンド運用の責任者であるA I F Mを別途任命することで外部運用するか、または()当該ファンドの法的形態上内部運用が許可されている場合で、その運営組織が外部A I F Mを任命しないと選択した場合、内部運用することができる。後者の場合、パート ファンド自体がA I F Mであると認識されることになり、さらに、当該パート ファンドは()A I F Mに適用される2013年7月12日法上の義務すべてを遵守すること、および()2013年7月12日法に基づく認可要請を提出することが義務づけられる。

2.1.3.1. 第15章に基づく管理会社およびA I F M

かかるパート ファンドを運用する管理会社についての条件は、上記に規定されている。

2.1.3.2. 第16章に基づく管理会社およびA I F M

上記の文言は、原則として、パート ファンドを運用する第16章に基づく管理会社に適用される。

2.1.4. パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パート ファンドは、その業務を実施するために、事前にC S S Fから認可を取得しなければならない。

パート ファンドは、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件に加え、2013年7月12日法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが同条に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年12月17日法第129条第1項に従い要求される認可に加え、2013年7月12日法第3条規定の適用除外を条件として、ファンド自体が2013年7月12日法第2章に従いA I F Mとして認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、優れた評価を十分に得ており、かつ十分な経験を有していなければならない。当該取締役およびその後任者に関する身元は、C S S Fに報告されなければならない。

認可されたパート ファンドは、C S S Fによってリストに記入される。

2.1.4.2. 投資家に提供するべき情報

2010年12月17日法第150条は投資信託の目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各F C Pのために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

- パート ファンドは、2010年12月17日法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIが、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書に記載された方法により入手できる。
- 監査済年次報告書は6か月以内に公表されなければならない、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

AIFMDに規定される範囲内に完全に該当し、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されているかまたは内部運用AIFMとして適格性を有する（下記を参照のこと。）のパート ファンドについては、2010年12月17日法および2013年7月12日法により投資家に対する追加開示が義務づけられている。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

() 公募または販売の承認

2010年12月17日法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのUCIが活動を行うためには事前にCSSFの認可を受けなければならない旨を規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年12月17日法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨を規定している。

() 販売用資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の更新義務

2010年12月17日法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年12月17日法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定している。

2010年12月17日法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97 / 136 (C S S F通達08 / 348により改正済) に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する刑事上の制裁

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2010年12月17日法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.1.5. 保管受託銀行

A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当するパート ファンドの資産は、2013年7月12日法第19条の規定に従い任命された、保管のための単独の保管受託銀行に委託されなければならない。

2.1.6. 税制

上記 .4.3「税制」の記載内容は、2010年12月17日法に基づくパート ファンドの清算にも適用される。

2.1.7. 清算

上記 .4.4「清算」の記載内容は、2010年12月17日法に基づくパート ファンドの清算にも適用される。

2.2. 2007年2月13日法に基づくS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年2月13日法の下で設定されたヴィークルと2010年12月17日法に従うU C Iをさらに区別するため、2007年2月13日法では、前者を「専門投資信託」と称している。

上記_に記載するとおり、2007年2月13日法は、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化する2013年7月12日法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年2月13日法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、()2007年2月13日法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および()2007年2月13日法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1. 一般規定とその範囲

S I F制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび()その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / E C等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010 / 73 / E Uによって改正されている。

S I Fは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年2月13日法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通し、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行うか、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006 / 48 / E Cに定める信用機関、通達2004 / 39 / E Cに定める投資会社もしくは通達2009 / 65 / E Cに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ヴィークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2. ルクセンブルグS I Fの投資制限

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年12月17日法パート と同様に、2007年2月13日法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年2月13日法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。これを受け、C S S Fは、個人投資家への販売が可能なU C Iよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。したがっ

て、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CS SFは、SIFにおけるリスク分散に関する通達07/309を通じて、以下に詳述する規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ型ファンドとして組成されている場合、当該SIFに対する言及はすべて、そのコンパートメントへの言及であると理解されなければならない。

(1) SIFは、自らの資産または払込約定金の30%を超えて、同じ発行者が発行する同じ性質の証券に投資することはできない。

(1)の規制は以下のものには適用されない。

() OECD加盟国または国際機関に対して発行された証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同程度のリスク分散要件に従う対象UCI

(2) 同じ発行者が発行する同じ性質の証券の空売りは、当該SIFの資産の30%を超えてはならない。

(3) 金融デリバティブ商品を用いる場合、SIFは、当該金融デリバティブ商品の原資産を適切に分散化することによって上記と同程度のリスク分散を確保しなければならない。同様の目的で、OTC取引における取引先リスクは、適用ある場合、関連する取引先の質および適格性を考慮して制限されなければならない。

CS SFはケース・バイ・ケースで免除を付与することができる。

CS SFは、SIFが上記分散化規則から逸脱する「猶予期間」を承認することができる。かかる猶予期間は、SIFの目論見書において開示される必要があり、運用資産の種類によって異なり得る。

2.2.3. 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年12月17日法第15章または第16章を条件として、SIFを運用することができる。SIFが2013年7月12日法の規定に基づきAIFとして適格性を有している場合、後者は、(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合には)認可を受けたAIFMによって2013年7月12日法第2章の条件に基づき運用されるか、または(当該AIFMが最低限度額による適用除外の利益を享受することができる場合)登録済みAIFMによって運用されるものとする。

第15章に基づく管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。かかる管理会社がAIFMとして適格性を有するための条件は、上記のとおりである。

第16章に基づく管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年12月17日法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件を規定している。かかる要件は上記規定のとおりである。

2.2.4. SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1. 認可および登録

SIFは、CS SFによる恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年12月17日法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年12月17日法に従うUCIについて、CS SFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CS SFの承認を必要とする。

2.2.4.2. 投資家に提供するべき情報

募集書類および最新の公表済み年次報告書は、要請に基づき無償で応募者に提供される。ただし、2007年2月13日法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。

募集書類には、投資家が自己に提案があった投資(特に当該投資に関するリスク)について情報に基づく判断ができるようにするために必要な情報を含めなければならない。

募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的部分は、追加証券またはパートナーシップ持分が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。募集書類の変更は、CS SFの承認を条件とする。

2.2.5. ルクセンブルグのSIFに対する追加的要件

() 規制上の側面

2007年2月13日法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CS SF規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務状況の報告および監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドにつき、1915年法第73条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は監査役会の見解を、年次投資

主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資主が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書を当該期間終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年2月13日法第56条は、S I Fは募集書類およびその変更ならびに年次報告書をC S S F宛に送付しなければならない旨を規定する。

2.2.6. 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年2月13日法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fおよび2007年2月13日法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託銀行制度に服する。A I F M Dに基づく制度は第1章第1.5条に記載されており、A I F M Dに服さないS I Fについては、資産の保管は「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年7月12日法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年7月12日法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または上記の2013年7月12日法第24条に従い発行者もしくは非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者もしくは非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7. 税制

S I Fについては、0.01%(これに対して、2010年12月17日法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年2月13日法は、2010年12月17日法と同様の方法により、年次税を免除している。

年次税の免除となる対象は以下のとおりである。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券/投資口により表章される資産の価値(ただし、かかる受益証券は既に、2007年2月13日法第68条または2010年12月17日法第174条に規定されている年次税の対象となっているものとする。)
- b) S I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントで、下記条件に該当するもの。
 - () その唯一の目的が短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - () 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合。
- c) S I Fのうち、その証券またはパートナーシップ持分が() 1名以上の雇用者の主導によって同社従業員のために開設された、企業退職年金のための機関または同様の投資ヴィークルによって、および() 従業員に退職金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する、1名以上の雇用者の会社によって保有されるもの。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよび、S I Fまたは複数のコンパートメントを有するS I F内に設立された個別のクラスに準用される。
- d) 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるS I Fおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

2.2.8. 清算

上記 4.4「清算」の記載内容は、2007年2月13日法に基づくS I Fの清算にも適用される。

2.3. S I C A R

2004年6月15日付で、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルに投資する法人(以下「S I C A R」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年6月15日法」という。)を採択した。

リスク・キャピタルへの投資とは、事業体の設立、展開または上場を考慮して当該事業体への直接的または間接的な資産出資を意味する。かかる種類のヴィークルは、情報に精通した投資家(SIFに関する2007年2月13日法と同様に2004年6月15日法に定義)のみが利用可能である。